文 教 委 員 会 会 議 記 録

文教委員会副委員長 岩城 元

1 日時

令和4年12月6日(火)

午前10時開会、午後5時50分散会

(休憩:午前11時54分~午後1時1分、午後2時55分~午後3時6分、午後4時52分 ~午後4時52分、午後4時52分~午後5時7分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

千葉絢子委員長、岩城元副委員長、小西和子委員、岩渕誠委員、 千葉伝委員、佐々木宣和委員、小野共委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

刈屋担当書記、畠山担当書記、佐藤併任書記、赤前併任書記

- 6 説明のために出席した者
 - (1) 文化スポーツ部

熊谷文化スポーツ部長、中里副部長兼文化スポーツ企画室長、 佐藤文化スポーツ企画室企画課長、

阿部文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、

畠山スポーツ振興課総括課長、

松崎スポーツ振興課冬季国体・マスターズ推進課長

(2) 教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長、 西野教育企画室長兼教育企画推進監、八重樫参事兼教職員課総括課長、 古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、 度會学校教育室学校教育企画監、

三浦学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、

中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、

安齊学校教育室特命参事兼高校改革課長、

菊池学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、

近藤学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、

千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、

熊谷教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、

木村教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、

菊池保健体育課首席指導主事兼総括課長、

久慈生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、

岩渕生涯学習文化財課首席社会教育主事兼文化財課長

(3) ふるさと振興部

鈴木副部長兼ふるさと振興企画室長、米内学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

2人

- 8 会議に付した事件
 - (1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第2条第2表中

追加中 1~8

- イ 議案第20号 岩手県営屋内温水プールの指定管理者を指定することに関し議決 を求めることについて
- ウ 議案第30号 岩手県営運動公園の指定管理者を指定することに関し議決を求め ることについて
- エ 議案第34号 岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決 を求めることについて
- オ 議案第36号 岩手県民会館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- カ 議案第39号 岩手県営体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求める ことについて
- キ 議案第40号 岩手県営スケート場の指定管理者を指定することに関し議決を求 めることについて
- ク 議案第41号 岩手県営スキージャンプ場の指定管理者を指定することに関し議 決を求めることについて
- ケ 議案第42号 岩手県営武道館の指定管理者を指定することに関し議決を求める ことについて
- コ 議案第14号 平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例
- (2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第2条第2表中

追加中 21~22

- イ 議案第37号 岩手県立博物館の指定管理者を指定することに関し議決を求める ことについて
- ウ 議案第38号 岩手県立美術館の指定管理者を指定することに関し議決を求める ことについて
- エ 議案第19号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

ア 受理番号第86号 学校給食無償化と地場産、国産食材の利用を促進するよう求める請願

(3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

ア 議案第44号 公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標を定めることに関し議 決を求めることについて

(請願陳情)

- ア 受理番号第84号 私学助成の充実強化等に関する請願
- イ 受理番号第85号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子 どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
- (4) その他

次回の委員会運営について

- 9 議事の内容
- ○千葉絢子委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元にお配りしております日程により会議 を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承ください。

では初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算(第6号)第2条第2表債務負担行為補正中、追加中1から8まで、議案第20号岩手県営屋内温水プールの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第30号岩手県営運動公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第34号岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第36号岩手県民会館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第39号岩手県営体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてから議案第42号岩手県営武道館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてまでの以上9件は関連がありますので、一括議題といた

します。

なお、審査の方法につきましては、提案理由の説明は一括で行いますが、審査は議案ご とに行うこととしたいと思いますので、あらかじめ御了承ください。

当局から提案理由の説明を求めます。

〇中里副部長兼文化スポーツ企画室長 それでは、まず私から、議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げまして、議案第20号、議案第30号、議案第34号、議案第36号及び議案第39号から議案第42号までの当部が所管する公の施設を管理する指定管理者の指定関係につきましては、担当の総括課長から御説明申し上げます。

なお、議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算(第6号)の債務負担行為補正と 公の施設を管理する指定管理者の指定関係とは関連があるため、続けて説明させていただ きますことを御了承願います。

それでは、議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算(第6号)のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の4ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正のうち当部関係は、事項欄1の指定管理者による県民会館管理運営業務から事項欄8の指定管理者による屋内温水プール管理運営業務までであり、後ほど御説明いたします公の施設の指定管理者の指定に関連して、期間及び限度額をそれぞれ定めようとするものであります。

期間につきましては、いずれも令和4年度から令和9年度までとしようとするものであり、限度額につきましては、1の県民会館管理運営業務は10億円、2の県営運動公園管理運営業務は4億7,000万円、3の県営体育館管理運営業務は1億7,500万円、4の県営スケート場管理運営業務は4億500万円、5の県営武道館管理運営業務は2億6,500万円、6の御所湖広域公園(艇庫)管理運営業務は9,000万円、7の県営スキージャンプ場管理運営業務は2,000万円、8の屋内温水プール管理運営業務は4億3,500万円といたしまして債務を負担しようとするものでございます。

補正予算関係の説明は以上でございますが、引き続き公の施設の指定管理者の指定に関連する議案について担当の総括課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○畠山スポーツ振興課総括課長 続きまして、スポーツ振興課が所管する公の7施設の指定管理者の指定に関連する議案について御説明いたします。関連する議案は、議案(その2)の126ページの議案第20号、136ページの議案第30号、140ページの議案第34号、145ページから148ページまでの議案第39号から議案第42号まででございます。

以下、個別の施設ごとの指定管理者、指定関連議案について、便宜、お手元に配付している資料により順次御説明いたします。なお、説明内容が重複する点については、一部省略させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、県営屋内温水プールについて御説明いたします。お手元に配付しております資

料の3ページ、岩手県営屋内温水プールの指定管理者指定関連議案についてをごらんください。まず、1の提案の趣旨についてでありますが、現在の指定期間が令和5年3月31日をもって満了する岩手県営屋内温水プールの指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯でございます。スポーツ振興課所管の県営屋内温水プール、県営運動公園、県立御所湖広域公園(艇庫)、県営体育館、県営スケート場、県営スキージャンプ場及び県営武道館の7施設につきましては、委員5名で構成する岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会を設置し、選定を行っております。選定委員は、表のとおり、学識経験者、スポーツ分野、経済分野、行政分野、財務分野の方々を委嘱しております。選定委員会は、7月26日と9月27日の2回開催しております。

- (2)の募集及び申請受付期間については、募集要項を8月12日から配付し、申請書は8月12日から9月12日まで受け付けております。この間、スポーツ振興課において希望者に募集要項を配付したほか、県のホームページに掲載するなど周知を図ったところでございます。
 - (3)の申請団体数につきましては、2団体でありました。
- (4)の選定方法は、選定委員会において書類審査及び面接審査を行った後、指定管理者 候補者を決定しております。
- (5)の審査結果についてですが、選定委員会における審査は、県民の平等な利用の確保、 設置目的の効果的かつ効率的な達成、施設管理を適正かつ確実に実施する能力の観点等から、採点基準に基づき各委員が採点し、審査した結果、岩手県雫石ホットスイムウェルネスパートナーズが指定管理者候補者として選定されました。

指定期間は、3の(3)のとおり、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としようとするものであります。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

続いて、県営運動公園について御説明いたします。配付資料の5ページ、岩手県営運動公園の指定管理者指定関連議案についてをごらん願います。まず、1の提案の趣旨についてでありますが、現在の指定期間が令和5年3月31日をもって満了する岩手県営運動公園の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯でございます。(1)、選定委員会の概要、(2)、募集及び申請受付期間及び(4)、選定方法は、岩手県営屋内温水プールの指定管理者指定 関連議案についてと同様であり、説明は省略させていただきますので、御了承願います。

- (3)の申請団体数は、1団体でありました。
- (5)の審査結果については、選定委員会における審査の結果、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団が指定管理者候補者として選定されました。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としようとするも

のであります。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

続いて、県立御所湖広域公園(艇庫)について御説明いたします。配付資料の7ページ、 岩手県立御所湖広域公園の指定管理者指定関連議案についてをごらん願います。まず、1 の提案の趣旨についてでありますが、現在の指定期間が令和5年3月31日をもって満了す る岩手県立御所湖広域公園(艇庫)の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為 の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯から3、指定管理者候補者の概要までは県営 運動公園と同様であり、説明は省略させていただきますので、御了承願います。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

続いて、県営体育館について御説明申し上げます。配付資料の11ページ、岩手県営体育館の指定管理者指定関連議案についてをごらん願います。まず、1の提案の趣旨についてでありますが、現在の指定期間が令和5年3月31日をもって満了する岩手県営体育館の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯から3、指定管理者候補者の概要までは県営 運動公園と同様であり、説明は省略させていただきますので、御了承願います。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

続いて、県営スケート場について御説明申し上げます。配付資料の13ページ、岩手県営スケート場の指定管理者指定関連議案についてをごらんください。まず、1の提案の趣旨についてでありますが、現在の指定期間が令和5年3月31日をもって満了する岩手県営スケート場の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯から3、指定管理者候補者の概要までは県営 運動公園と同様であり、説明は省略させていただきますので、御了承願います。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

続いて、県営スキージャンプ場の指定管理者指定関連議案について御説明いたします。 配付資料の15ページ、岩手県営スキージャンプ場の指定管理者指定関連議案についてをご らんください。まず、1の提案の趣旨についてでありますが、現在の指定期間が令和5年 3月31日をもって満了する岩手県営スキージャンプ場の指定管理に関し、指定管理者の指 定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯でございますが、県営スキージャンプ場は、施設整備時の昭和60年7月に安代町と取り交わした覚書に基づき、安代町において管理することとなっていることから、指定管理者を公募することなく、市町村合併後の八幡平市からの申請に基づき、指定管理者候補者として選定しております。

指定期間は3の(3)のとおり、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

としようとするものであります。

4の債務負担行為限度額については、それぞれ記載のとおりでございます。

最後に、県営武道館について御説明いたします。配付資料の17ページ、岩手県営武道館の指定管理者指定関連議案についてをごらん願います。まず、1の提案の趣旨についてでありますが、現在の指定期間が令和5年3月31日をもって満了する岩手県営武道館の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯から3、指定管理者候補者の概要までは県営 運動公園などと同様であり、説明は省略させていただきますので、御了承願います。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部文化振興課総括課長 続きまして、文化振興課が所管する岩手県民会館の指定管理者の指定に関連する議案について御説明いたします。関連する議案は、議案(その2)の142ページ、議案第36号でございます。

指定管理者指定関連議案について、便宜、お手元に配付している資料により御説明いたします。資料9ページ、岩手県民会館の指定管理者指定関連議案についてをごらんください。まず、1の提案の趣旨についてでありますが、現在の指定期間が令和5年3月31日をもって満了する岩手県民会館の指定管理に関し、指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯でございます。委員5名で構成する岩手県民会館指定管理者選定委員会を設置し、選定を行っております。選定委員は表のとおり、文化芸術全般に関する学識経験者、施設管理に関する学識経験者、行政分野、財務分野、施設利用者の方々に委嘱しております。選定委員会は、7月28日、9月26日の2回開催しております。

- (2)の募集及び申請受付期間については、募集要項を8月12日から配付し、申請書は8月12日から9月12日まで受け付けております。この間、県のホームページに掲載して周知を図ったところでございます。
 - (3)の申請団体数につきましては、1団体でありました。
- (4)の選定方法は、選定委員会において書類審査及び面接審査を行った後、指定管理者 候補者を決定しております。
- (5)の審査結果についてですが、選定委員会における審査は、県民の平等な利用の確保、 設置目的の効果的かつ効率的な達成、管理を適正かつ確実に実施する能力の観点等から、 採点基準に基づき各委員が採点し、審査した結果、公益財団法人岩手県文化振興事業団が 指定管理者候補者として選定されました。

指定期間は、3の(3)のとおり、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としようとするものであります。

- 4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。
- 以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。
- ○千葉絢子委員長 初めに、ただいまの説明のうち、議案第 20 号岩手県営屋内温水プール の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、質疑はありませんか。
- ○斉藤信委員 県営屋内温水プールですが、今回提案されている指定管理の中で唯一申請団体が2団体でした。この採点の結果どうなったのか。普通、入札だと申請団体が明らかになりますけれども、なぜ採点結果が明らかにならないのか。まず、採点結果を示してくれますか。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** 先ほど御説明の中でも申し上げましたけれども、選定委員会を設置いたしまして、その中で各分野の学識経験者等、その道に精通する方々を委員にお願いいたしまして、選定を行ったところでございます。
- 審査につきましては、審査項目を設定いたしまして、例えば平等な利用の確保、あるい は設置目的の効果的かつ効率的な達成等について採点しております。
- ○斉藤信委員 それは4ページに記載されているのでわかります。私は採点結果を聞いているのです。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** 採点結果につきましては、各委員の御判断、御見解を尊重して、点数は公表しておりませんけれども、いずれの委員からも今回候補者になった者が第1位ということで結果をいただいております。
- ○斉藤信委員 そのような不明な結果はないでしょう。指定管理者になった岩手県雫石ホットスイムウェルネスパートナーズは何点満点中、何点だったのか。指定管理者にならなかった団体は何点だったのか。私は総合点を聞いているのです。しっかり答えてください。 私は指定管理者にならなかった団体も明らかにすべきだと思います。これは入札と同じ性格ではないですか。
- ○畠山スポーツ振興課総括課長 順位点を各委員からつけていただいて、順位点に付された点の合計点ということで選定しております。第1位の総合点が20点、第2位が12点ということで選定させていただきました。
- **○斉藤信委員** 何点満点で 20 点なのですか。
- ○畠山スポーツ振興課総括課長 基本的には、先ほど御説明いたしました各項目にそれぞれ配点をしており、100点満点ということで、まずは各者を各委員が点数化いたしますけれども、1者の場合は60点以上の者から選定するわけですが、この場合は2者ですので、100点満点というよりも順位の得点で、1位に対しては5点、2位に対しては3点ということで、その積み上げで20点と12点となっております。
- **○斉藤信委員** 1位が何点とあるのでしょう。満点の場合は何点なのですか。20 点というのは、満点に対してどのくらいなのかということです。
- **〇畠山スポーツ振興課総括課長** 満点が 20 点で、全委員が 1 位をつけましたので、20 点となります。

○斉藤信委員 この審査の性格は入札と同じだと思います。審査結果というのは、本来公表されるべきだと思うのです。そうしなければ、何を根拠に指定管理者とされたのかわからないと思います。

正規職員と非正規職員の配置状況、人件費の状況を示してください。

〇畠山スポーツ振興課総括課長 この施設につきましては、正規職員3名、有期雇用職員16名で、合計19名の体制が示されております。

人件費が1,036万4,000円、賃金が1,364万5,000円となっております。

- ○斉藤信委員 時給換算でどのようになっているか示してください。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** 時給換算につきましては、雇用条件等によって統一的な 把握は困難な部分もございますけれども、1時間当たりの単価に換算しますと、正規職員 については令和5年度1,401円、有期雇用職員は870円となっております。
- ○斉藤信委員 いただいたこの資料を見ると、非正規職員の場合は1時間当たりの賃金が887円、861円、886円の3種類となっています。861円の一番低い人員が10名ということで、平均して870円ということですか。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** おっしゃるとおりでございます。
- ○斉藤信委員 先ほど、887 円、861 円と紹介したのですけれども、岩手県の最低賃金は854 円です。これはほとんど最低賃金です。私はきのうの一般質問でも取り上げましたが、854 円の最低賃金の場合、1日8時間、20日働いても14万円に届かないのです。非正規職員の場合はほとんどワーキングプアです。勤務時間が短いから、もっと少ないと思います。

これは、ほかの指定管理にも共通することですが、岩手県が指定管理をする公共の施設でワーキングプアをつくっていいのか。ワーキングプアというのは年収 200 万円です。勤務時間が短い場合はあるけれども、やはりまともに働いて、それを下回るような雇用関係というのはいかがかと思います。岩手県は、県が締結する契約に関する条例というものもあるのです。ただ、これは最低賃金と定めていないから不十分なのですが、適切な賃金を保障するとなっています。ワーキングプアをなくすためには、時給 1,100 円が必要なのです。だから、私は、基本的に指定管理者制度で最低 1,100 円の時給とすべきだと思いますけれども、審査会でそういう検討はされましたか。ワーキングプアをつくっていいのかという議論はあったのでしょうか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 審査会については、私も参加して聞いておりましたけれども、個別具体的なワードが出て、それについて深く議論したかということは記憶にはございませんが、ただ各委員は、今回だけではなくて、これまでもこのような選定の業務に携わっている方が多くいらっしゃいました。斉藤信委員からは以前から御指摘いただいており、県でもその目的を達成するために条例をつくったという趣旨は皆さんしっかりと理解しながら、総合的に今回の指定管理候補者からの意見を聞き、判断していただいて、選定いただいたということでございます。

○斉藤信委員 指定管理期間は5年ですから、5年に1回の議論なのです。だから、5年

に1回の議論が大変大事なのです。ましてや岩手県は、県が締結する契約に関する条例も制定しています。861円というのは、本当に最低賃金ぎりぎりです。岩手県が指定する指定管理者制度において、それでいいのですか。先ほど私が提起したように、やはり 1,100円程度を最低ラインにして、そういう賃金体制を求めることが必要ではないでしょうか。そういう必要性は感じていませんか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 私どもといたしましても、委員御指摘のことにつきましては、以前から大事な部分だということは認識しながら、各業務を進めさせていただいております。

私からも今回の実態、あと現状について、何度も指定管理候補者、現在の指定管理者と意見交換させていただきました。その中で、今回の結果がもちろん完全無欠であるとか唯一無二ということまでは言えないかもしれませんけれども、実態として伺った内容としては、この者については東北地方の各県あるいは全国大体 40 カ所前後の規模で同じような指定管理を行っているということです。本県とほぼ同じような規定のもとにスタートしているというのが実態としてあるようです。一方、昇給や待遇アップのシステムというものも持っているということを伺っておりまして、ここ数年の中でもこの例というものはあると伺いました。

当方といたしましても、同時に達成しなければならない目的として、親しみやすい安価な金額で県民にサービスを提供するというところもございますので、そのせめぎ合いの中で、今回は全体的に見て適当な形だと判断いたしましたけれども、やはり先ほど委員がおっしゃったとおり、御指摘の件につきましては今後も不断にチェックして、最終的には、労働者のうれしさや幸せにつながるような形に持っていかなければならないということは強く感じております。

○斉藤信委員 募集するときに、恐らく債務負担行為に基づく予算は示されると思うのです。いわゆる事業費に、岩手県としては時給 1,100 円で積算していますと示せばいいのです。それがなければ、競争になって、どれで節約するかということになってしまいます。そういう意味でいくと、指定管理は文化スポーツ部だけではないので、岩手県全体として、県が発注する仕事でワーキングプアをつくらないという統一した考え方で事業費も積算するし、募集もするということでなければいけないと思います。

部局横断なので、熊谷文化スポーツ部長にお聞きしますが、この県営屋内温水プール以外は申請がみんな1者で競争が働いていないのです。もうかなりの年数がたっていますから、指定管理のあり方を根本から検証して見直さなければだめなのではないか。見直しの一つのポイントとして、県が発注する、また指定する公の仕事で、ワーキングプアをつくらないという立場を明確にして募集するということを検討すべきではないのかと思いますが、いかがですか。

○**熊谷文化スポーツ部長** 県営屋内温水プールの職員配置を見ますと、施設長、副施設長、施設管理員という正職員が3名、その他時間給の方がいらっしゃるのですが、その方たち

は、シフトにより監視いただく方と交代制でお掃除をしていただく方と聞いております。

委員御指摘のとおり、賃金の部分では改善の余地があるかと思いますので、指定管理の制度を所管する総務部管財課にもきょうの議論はお伝えしたいと思いますし、指定管理の賃金については、毎年度の管理計画書の提出というものがありますので、その時点で確認をしつつ、適切な雇用労働条件を確保できるよう、必要に応じて指導もしながら、しっかり指定管理できるように努めていきたいと思います。

○斉藤信委員 最低賃金の問題は、労働者全体の賃金を上げる要をなす問題なのです。きのうの一般質問で紹介しましたけれども、オーストラリアは 2,000 円を超えています。ドイツは 1,700 円を超えています。フランス、イギリスも 1,500 円を超えているのです。日本は平均すると 961 円ですけれども、岩手県はもっと低くて 854 円なのです。諸外国と比べて本当に低いのです。これは国の責任で1,100円、1,500円と上げる必要があるのですが、せめて県の仕事で、生活を維持できないような低い時給単価というのは見直すべきであり、ぜひこの検討をしっかりやっていただきたいと思います。

もう一つお聞きしたいのは、この県営屋内温水プールの債務負担行為限度額は4億3,500万円で、その他のところと比べるとかなりかかっているのです。例えば、県営運動公園の債務負担行為限度額は4億7,000万円ですが、県営運動公園というのは、陸上競技場やサッカー場といろいろな運動施設があるところとほぼ同じような事業費がかかっています。

経費がかかっている理由は、恐らくチップボイラー、燃料費ではないかと思いますが、 その点の費用対効果というのはどのように考えているのか示してください。

○畠山スポーツ振興課総括課長 やはり、この施設の性質上、燃料費がかかっているということでございます。

費用対効果につきましては、チップボイラーは普通に仕入れれば安くはない燃料の材料にはなるかと思いますけれども、やはり自然に優しいというか、エコという施設の役割というものもございますので、近隣の工場から比較的安い価格によってこの施設は賄われております。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第30号岩手県営運動公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、質疑はありませんか。

- ○斉藤信委員 正規職員、非正規職員の実態、時給の問題についてお聞きいたします。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** まず、県営運動公園の人員の概要でございますが、正規職員が6名、それから有期雇用職員が7名の13名の体制でございます。

それから、賃金の単価でございますけれども、正規職員が1,700円、有期雇用職員が1,046円となっております。

○斉藤信委員 県営運動公園の指定管理者は県スポーツ振興事業団ですが、私もいただいた冊子の資料で、時給が 1,011 円から 1,097 円というレベルで、ぎりぎり 1,000 円を超えていると確認しました。時給 1,100 円でないと年収 200 万円にならないのですけれども、先ほどの県営屋内温水プールと比べると、最低賃金よりは少し引き上げて雇用しているということは評価したいと思います。

この5年間というのは、コロナ禍で利用者も減少せざるを得なかったということがありましたが、新型コロナウイルス感染症が運営や経費にどのような影響を与えたのか。それに県はどう対応したのかを示してください。

〇畠山スポーツ振興課総括課長 新型コロナウイルス感染症の影響でございますけれども、令和2年度、令和3年度が特に影響が出ております。利用人数につきましては、令和3年度の実績が、新型コロナウイルス感染症が流行する前の令和元年度と比較した場合に71%ほどということで約3割ほど減少しております。

利用料金につきましては、令和元年度と令和3年度を比較すると103%ということで、思ったよりも下がっている数字にはなっていなかったというのが実態でございます。

- **○斉藤信委員** 冊子の説明資料の85ページですけれども、陸上競技場フィールドをプロサッカーチームのいわてグルージャ盛岡も練習に使用しているという表現がありました。どの程度の頻度で陸上競技場が使われていて、使用料の関係はどうなっているのか教えてください。
- ○畠山スポーツ振興課総括課長 今手元にいわてグルージャ盛岡の練習の実績や計画という資料はございませんが、1週間の練習の中で、メインのスタジアムだけではなく、県営運動公園のピッチも複数回は使って練習しているはずでございますので、芝の管理も念入りにさせていただいております。また、いわてグルージャ盛岡は、県のいろいろな事業にも御協力いただき、教室などを開催していただいておりますので、そういう点からも頻繁に使われていると認識しております。
- **○斉藤信委員** 陸上競技場の芝生を使うということになると、これはいいことだけれども、 経費もそれなりにかかると思いますので、その辺のことがわかれば示してください。

また、第1、第2、第3ボルダリング競技場ということで、つい先日も国際的な大会が 開催されましたが、ボルダリング競技場はどのくらい活用されているのか示してください。 〇畠山スポーツ振興課総括課長 まず、芝の管理についてでございますけれども、人員で 申し上げますと、芝専門の環境整備を担っていただく技術員2名をお願いしております。 1人当たり大体年間250万円の賃金となっております。

それから、ボルダリング競技場の活用についてですが、今回、IFSCクライミングワールドカップB&Lコンバインドいわて盛岡2022が開催され想像以上の宣伝効果がございましたし、その前にもボルダリングジャパンカップなど大きな大会がございましたので、利用人数は飛躍的に伸びておりまして、小学生など底辺の愛好者の拡大にもつながっていると認識しております。令和3年度は1万8,000人を超える方々に御利用いただいております。

- **○斉藤信委員** 資料の85ページを見ますと、ボルダリング競技場は午前9時から午後9時までということで、休みは週1回のようですけれども、かなり利用しやすい形で取り組んでいるということは評価したいと思います。
- ○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。
 - これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第34号岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、質疑はありませんか。

- ○斉藤信委員 県立御所湖広域公園は艇庫ということだと思いますけれども、通年の利用になっているのですか。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** 御所湖につきましては、4月から 10 月までの間の利用、 開館となっております。
- ○斉藤信委員 職員配置計画を見ますと、時給が書かれています。指定管理者は県スポーツ振興事業団ですから、先ほどと同じ水準なのですけれども、月給制で、賃金総額を見ると、艇庫長は405万9,000円、スポーツ指導員は150万3,000円、主任主事は148万8,000円となっています。

スポーツ指導員、主任主事は非正規職員になっておりますが、恐らく雇用形態は、一人一人の労働者が通年雇用になっているのではないかと思いますけれども、使用期間が4月から10月までということになると、労働者の雇用期間はどういう形で調整されているのか示してください。

- ○畠山スポーツ振興課総括課長 県立御所湖広域公園の艇庫の場合はほかの施設とは性質が違いまして、7カ月の仕事になりますから、その後の期間については、県営スケート場の勤務に移行して仕事をしているというところでございます。
- **○斉藤信委員** 後で県営スケート場も出てきますけれども、4月から10月までは県立御所 湖広域公園の艇庫、その後は県営スケート場という形で勤務が継続されるということでい いのですか。

艇庫長は唯一正規職員ですけれども、賃金総額 405 万 9,000 円というのは7カ月分ではないと思いますがどうなのですか。艇庫長は1年分をここで見ているということになるのか、これは7カ月分なのか、どういうことなのでしょうか。

- ○畠山スポーツ振興課総括課長 艇庫長も、7カ月分ということで一律に見ております。
- **○斉藤信委員** 7カ月分で 405 万 9,000 円ということですか。あとは県営スケート場の勤務に移行し、5カ月分は県営スケート場で見るということですか。それなりの金額になります。

ボートでも岩手県のオリンピアンも出ております。そういう活躍もされているので、高校生も部活動で使っていると思いますが、活用状況と高校生の部活動の場合には使用料が減免されるのかお聞きします。

○畠山スポーツ振興課総括課長 ボートの練習の場所はなかなかありませんので、県立御 所湖広域公園の艇庫については非常に有効に使わせていただいております。時間も柔軟に 対応させていただきながらやっているということで、好評いただいております。

金額については、例えば、県の中学校体育連盟や高等学校体育連盟が主催している大会の場合には半額等の減免がございますけれども、毎日半額になるかというと、今のところそこまでの設定はしていない状況でございます。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第36号岩手県民会館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 岩手県民会館の経費と人件費の水準をまずお聞きいたします。

○阿部文化振興課総括課長 岩手県民会館の正規職員数は 10 名、有期雇用職員数は 4 名で ございます。

職員の1人当たり人件費は1,574円から2,479円、有期雇用職員は1,147円でございます。

- ○斉藤信委員 これは指定管理者が公益財団法人岩手県文化振興事業団ということで、さまざまな岩手県の文化活動の拠点になると思います。この委員会でも新型コロナウイルス感染症対策ではかなり議論されてきましたけれども、この間の新型コロナウイルス感染症による経営面も含めての影響、そして県はどういう支援を行ってきたのかを示してください。
- **○阿部文化振興課総括課長** 新型コロナウイルス感染症の影響についてでございますが、 まず利用率の部分で見てみますと、令和元年度は 61.2%、令和 2 年度は 40.5%、令和 3 年 度は 53.7%となっております。令和 4 年度 10 月末現在ですと、64.5%に回復傾向でござい ます。

この間収入が減っておりますので、県といたしましては、令和2年度には4,777万円余、 令和3年度には1,817万円余の補填をしております。

- **○斉藤信委員** 冊子の資料の 128 ページで、債務負担行為限度額が 100 億円になっていますが、これは 10 億円の間違いですか。
- ○阿部文化振興課総括課長 失礼しました。10億円に修正いたします。
- ○千葉絢子委員長 修正をお願いいたします。
- ○斉藤信委員 岩手県民会館の年間の運営費が2億円というのは、今までのスポーツ施設の4億円などと比べると半分以下ですが、事業費が2億円程度で収まるというのはどういう理由でしょうか。
- ○阿部文化振興課総括課長 収支計画書によりますと、人件費が 1,500 万円程度、一般管理費といたしまして燃料費や光熱水費、修繕費等合わせて 7,200 万円余り、委託料は警備、清掃、舞台運行や空調等になりますが、こちらが 1 億 6,000 万円余といった中身でございます。
- ○斉藤信委員 職員配置計画を見ますと、非正規職員は会計年度任用職員となっています。 時給は 1,147 円ですから 1,100 円以上です。会計年度任用職員の場合には、雇用期間はありますし、一時金が出ますけれども、時給換算というのは一時金を含めた時給なのか、一時金を含めない時給なのかわかりますか。
- ○**阿部文化振興課総括課長** 手当も含んでの時給となります。
- ○斉藤信委員 会計年度任用職員ということで、一定程度の賃金は保障されていると思いますが、雇用期間は3年です。契約期間は5年ですが、基本的には5年は仕事を継続できると受けとめてよろしいですか。
- ○阿部文化振興課総括課長 基本的にはそのように認識しております。
- ○**岩渕誠委員** 岩手県民会館について何点かお伺いいたします。

私も岩手県民会館で歌ったことがあります。大変いいホールで、東北地方の中でかなり 有数なホールだと思うのですが、非常に老朽化が進んでおります。次の指定管理期間にお いて、県として改修その他の計画があるのでしょうか。これは、集客にも影響してくると 思いますので、まずこれをお伺いしたいと思います。

○阿部文化振興課総括課長 岩手県民会館については、建設から 49 年がたって、大分老朽 化も進んでおり、毎年修繕費用がかかっているような状況でございます。 大規模修繕については、施設管理計画を立てて、それに応じて順次進めるようにしておりますが、今後については、まだ着手していないつり天井あるいはエレベーター等、何個か大きな工事が控えておりますので、早急に実施できるように計画的に今後協議してまいりたいと思います。 ○岩渕誠委員 50 年になろうとするホールですから、長寿命化をするのか、この次どうするのかというのは、これは類似の施設とあわせて、どういう機能を持たせるかという根本的な議論がないと、次の指定管理の話に当然かかわってくる話だと思います。 2,000 人規模で岩手県民会館があって、マリオスは 1,500 人、キャラホールもあるわけですけれども、その辺の今後の見通し、議論の見通しでもいいのですけれども、着手する時期ではないかと思っているのですが、どのようにお考えですか。

○阿部文化振興課総括課長 近隣のホールについては、委員がおっしゃるとおり、岩手県 民会館は 2,000 人館として県内でも随一の大きさを誇っており、国際的に活躍している方 のコンサート等を開催したりしているところでございます。また、同じ県内には、マリオ スや田園ホールといった施設もあり、それぞれ地域の芸術祭、音楽祭を開催しているほか、 コンサート等も開催されているところでございます。

すみ分けについては特にされておらず、共存しているというような状況ではございますけれども、岩手県民会館の長寿命化ということで、当面は修繕しながら活用していくことになりますが、他県の状況等を見ましても、県民会館を新しく建てているところは東北地方でも結構ありますので、そういったところの情報も収集しながら今後検討を進めてまいりたいと思います。

○岩渕誠委員 人口減少の中で、非常に財政的な問題もあり、集約化するということに必ずしも賛成ではありませんけれども、幅広にやっていただきたいと思います。東北地方や全国のホールを歌を歌ったり聞いたりして歩きましたけれども、岩手県は誇れるホールが多いと思います。全国大会も開けます。お隣の県は、人口は多いけれども、ホールがなくて、合唱や吹奏楽の全国大会を開けないような自治体で、そこに当たると音響的に残念というような状況ですけれども、そういう意味では岩手県民会館の今後の方向性というのは、幅広に議論を始めていただきたいと思います。

それから、もう一点、この 49 年という中で、現代的な要請に応えているかどうかという 検証はぜひしていただきたいと思います。芸術文化活動にしても、スポーツにしても、幼 少期から親しむということは大変大事なのですけれども、芸術文化の場合、特にコンサー トなどは、未就学児童お断りということが結構あるのです。大概最近のホールは、親子室 のようなところがあって、隔離されているけれども、そこでコンサートが聞けるという施設があります。岩手県民会館はいかがでしょうか。やはり県民会館ですから、幅広に県民に芸術文化を享受させなければならない施設的な義務があると思いますが、今日的な課題に対応した施設になっているかというと、疑問があります。その辺どういう認識をしていますか。

- ○阿部文化振興課総括課長 委員から御提案のありました親子席についてですが、小さいお子さんを持つ親御さんでもお子さんの声が漏れないよう防音になっているお部屋だと思います。たしか田園ホールにもあったと思いますが、岩手県民会館については今のところそういった施設はございません。子育てに優しい文化施設ということもありますので、多方面から意見を聞きながら、今後大規模改修する際にはあわせて協議をして、そういったものも整備を検討してまいりたいと思います。
- ○岩渕誠委員 非常に完璧な答弁だったと思います。特に文化施設についてはそういう制 約が必ずコンサートの主催者からあります。公的施設ですので、現代的な要請に応えると いう努力は、これは岩手県民会館に限らず、話題提供を県からもしていただいて、公共施 設に広がることをお願いして終わります。
- **○阿部文化振興課総括課長** 訂正ですが、先ほど斉藤信委員の質問にお答えした有期雇用 職員の時給に賞与は含めておりませんでした。訂正しておわび申し上げます。
- ○千葉伝委員 岩手県民会館のトイレの洋式化率というのはどの程度なのでしょうか。
- ○阿部文化振興課総括課長 率については手元に資料がございませんが、今年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、トイレの洋式化を実施しました。大ホールや中ホールのトイレについては、洋式化がこれからということで、利用者からも早く洋式化してほしいという話はされておりますが、多分休館が必要な大きい工事になると思いますので、今後なるべく早急に大規模改修にあわせて実施したいと思います。
- ○千葉伝委員 私の知人から、この間岩手県民会館に行ったら、トイレの大部分が和式だということで、何とかならないのかと話がありました。先ほど岩手県民会館は、岩手県の文化的施設のバロメーターになるくらいの施設だということでしたので、予算は当然かかると思いますけれども、早めに改修していただければありがたいです。
- ○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。
 - これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
 - これより採決いたします。
 - お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第39号岩手県営体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めること について、質疑はありませんか。

- **〇岩渕誠委員** 県営体育館について、いわゆる指定管理料の中に含まれる修繕費用については、経年劣化とともにふえているのかどうかを示していただきたいと思います。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** 修繕費につきましては、指定管理料の中に含んで計算しており、令和5年度は 270 万円ほどを見込んでの算定にはなっておりますが、修繕費というのは現場で直し得るような規模で、大体 100 万円をめどといたしまして、その分の対策ということで盛り込んでおります。

やはり経年で見ますと古くなってきている部分もございますので、それなりに費用がかかっているという実態にありますし、大規模な工事につきましては、指定管理料とはまた別途予算化をして、各年度の予算の中で施設整備費ということで、優先順位をつけながら対処させていただいているところでございます。

- ○岩渕誠委員 今答弁があったように、施設管理費は県費で行って、修繕は日常的なもので行うという区分けです。先ほど、岩手県民会館は建設から約50年という話もありましたが、県営体育館は建設から約60年になっていると思います。大規模改修といっても、これは岩手県民会館以上に考えなければならない時期なのではないかと思います。この辺の認識はどうなのですか。
- ○畠山スポーツ振興課総括課長 県営体育館に関しましては、特に、体操競技の利点があるということで、その点に関しては存在意義が非常に認められているところではありますが、やはり老朽化の波にはどうしても押される部分もございますので、現在、個別施設計画の中で修繕しながら使っていくこととしております。これは令和6年度までの計画となっており、令和7年度に切りかえの年になりますので、切りかえの時期に合わせまして、今お話しいただいたとおり、ほかのところも含めて、今後どのような大きな方向にするべきかというところを検討していこうと考えております。
- ○**岩渕誠委員** 非常に重要な答弁だったと思います。

ただ、周辺の状況を見ますと、岩手県民会館とは少し違って、盛岡体育館や盛岡タカヤアリーナもサイズやキャパシティが合わないと思うのです。なかなか集約化債という対象にはならないと思っておりまして、現実的には県単独、あるいはPFIというような形になってくると思います。

そのときに問題になってくるのは、現状の考え方でいくと、施設を建てて管理をお願いしますということでPFIとかが入ってくると、受託者が指定管理の考え方とは全く違う考え方をせざるを得ないので、そうなると次期選定をしているところで、関係性というのが非常に微妙になってくるという懸念をしているのですが、この辺りはいかがですか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** その点につきましては、委員から以前にも御指摘をいた

だいており、私どもも同じ視点で、やはりこれは幅広に、なるべく前広に進めなければならないと認識しておりますので、努めていきたいと考えております。

- ○岩渕誠委員 この計画の中で、年間の利用目標があります。非常に落ち込んだ中で、新型コロナウイルス感染症が流行する前の数字をもとにして上乗せしたような数字になっているのですけれども、本当に大丈夫なのですか。
- ○畠山スポーツ振興課総括課長 指定管理者も、何とかこの施設をいい施設として運営していきたいという意気込みもございます。例えば、盛岡タカヤアリーナは、岩手ビッグブルズが移ってから、そちらのほうを中心に回っていて、体操などはほとんどやらなくなってきており、実際に利用料金も高いということです。県営体育館は市の体育館と比べても安いということですし、あとは今自主事業で子供たちを対象にしたいろいろな体験の教室を行って、これも好評をいただいておりますので、それら等も加味しながら、コロナ禍ではありますが、負けないように目標を設定して、進んでいこうという考えであると認識しております。
- **○斉藤信委員** 資料の 155 ページですけれども、利用者のこれまでの推移で、平成 29 年と 令和元年に括弧でBリーグ利用者 2,690 名除くとか、3,547 名除くと書いているのですが、 除くというのはどういう意味ですか。

Bリーグは、今も県営体育館を使用しているのですか。今後も使用するのですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 Bリーグにつきましては、岩手ビッグブルズが一時期本 拠地を県営体育館にした時期があり、やはりその時期は入場者数も利用料金も潤ったわけ ですが、通年で見た場合に突出したところがありましたので、それを除いて標準化した比較をしようということの除くという意味でございます。

それから、Bリーグの試合については、基本的には本拠地の盛岡タカヤアリーナで行うということになっておりますので、試合については、今後は県営体育館では開催されないということになっております。

- ○斉藤信委員 正規職員、非正規職員の人件費、待遇の状況を示してください。
- **○畠山スポーツ振興課総括課長** 令和5年度からの体制につきましては、正規職員が2名、 有期雇用職員が3名ということでございます。

それから、人件費の関係ですけれども、県営体育館については、先ほど申し上げたような単価の計算をいたしまして、正規職員で 1,631 円、有期雇用職員で 1,140 円となっております。

- ○斉藤信委員 職員配置計画の正規職員の主事のところに米印があって、事務局総務企画 課勤務となっているのですが、これはどういう意味ですか。
- ○畠山スポーツ振興課総括課長 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団が担っている県営スポーツ施設それぞれに予算や経理という仕事が発生するわけですが、それを効率化するために、籍は県営体育館なのですけれども、県営運動公園内にある県スポーツ振興事業団の本部に机を置いて、そこで連携しながら効率的に予算等の仕事をするという意味合い

での記載でございます。

- **○斉藤信委員** 結局、県営体育館だけではなく、県スポーツ振興事業団が運営している他 の施設の人件費その他も統括しているという意味ですか。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** はい、そういうことになります。
- ○斉藤信委員 そうすると、実質は正規職員は館長1人という形になるのではないですか。 この事業費の算定というのはなかなか難しいところです。県営体育館の運営業務だけであ ればこの人件費でいいのだけれども、そのほかも統括してやっているということになると、 どういうことになるのでしょうか。
- 〇畠山スポーツ振興課総括課長 かなり細部までは、聞き及んでいるところではないのですけれども、例えば、先ほど御紹介した経理や全体にかかわるような仕事についてはもちろん本部でやりますが、県営体育館の仕事も限られた人員ですので、県スポーツ振興事業団の中で、いろいろ応援したり、あるいはその日の状況によって仕事をサポートするような体制は取られているということで伺っております。
- ○斉藤信委員 単独で議論した場合には、なかなか微妙な問題だと感じました。

先ほど、県営体育館の老朽化ということもありましたが、前の国民体育大会に向けてできた施設ですから、この間の国民体育大会のときにもかなり議論になりました。本来なら、この間の国民体育大会のときに、改修するタイミングだったのではないかと思います。ただ、東日本大震災津波後の国民体育大会だったために、なかなかそういう財政措置というのは難しかったのではないかと思いますが、県営体育館は国民体育大会のときにどのように活用されたのでしょうか。

- **○畠山スポーツ振興課総括課長** 先ほど申し上げました体操競技の練習会場として使われました。
- ○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第40号岩手県営スケート場の指定管理者を指定することに関し議決を求める ことについて、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県営スケート場ですけれども、先ほどの議論で、県立御所湖広域公園の艇

庫と県営スケート場は一体ということでした。そうであれば、一体的な契約の仕方のほうが、年間の事業計画、雇用計画ということになるのではないかと思うのですが、その検討はあったのか、一体的な契約になると不都合なことがあるのかどうか、そのことをまずお聞きします。

- ○畠山スポーツ振興課総括課長 その点につきましては、前回の指定管理の切りかえのときの常任委員会でも御指摘いただきまして、それ以降いろいろと検討、議論を進めてまいりました。指定管理の募集をした場合に、今回この施設も1者しか手挙げがないということで、なるべく我々としても複数の者から応募いただきたいということがございます。その場合に艇庫の管理運営と、それから氷上のスケート場の管理運営を一つで賄えるというところが県内ではなかなかないだろうという考えもございまして、今までこのような形で運営もよく回っておりましたので、今回もこの形にさせていただいたところでございます。○斉藤信委員 人員は、正規職員が1人で、非正規職員が3人になっているのですが、これは県立御所湖広域公園の艇庫の人員そのものですか。それとも違っているのですか。例えば、県営スケート場の場長は県立御所湖広域公園の艇庫の責任者がなっているのか。ボートとスケートでは専門性が違うと思いますけれども、どのように継続しているのか、専門性が発揮されているのかを示してください。
- ○畠山スポーツ振興課総括課長 長については、同じ方に担っていただいておりますし、 人数については、県立御所湖広域公園の艇庫の人数よりも県営スケート場のほうが2名少ないことになっております。スタッフの仕事というのは基本的に大体同じ役割を担っていただいておりますが、2名につきましては、県立御所湖広域公園の艇庫の採用のときに通年ではなくて、そのような条件でお示しして折り合いがついて、お仕事をしていただいているということでございます。
- ○斉藤信委員 それだけ一体性があるのであれば、やはり一体で契約すればいいのではないでしょうか。そのほうが、7カ月分と5カ月分でそれぞれ指定管理するよりは、年間で二つの施設を運営するほうが実態的にも合理性があると感じます。時期的に人数が若干変動するようですけれども、それは対応できると思うので、そのほうが合理的と思うのですけれども、いかがでしょうか。
- **○畠山スポーツ振興課総括課長** 貴重な御意見だと思っております。先ほど申し上げました応募者をなるべく多く募りたいというところですとか、あるいはこれまで大きな事故もなくいい運営がなされてきたというところも踏まえながら、先ほど御意見をいただきましたより合理的な適正な方法というところも見据え、指定管理者ともよく意見交換をして最善の方策を探っていきたいと思っております。
- ○**斉藤信委員** 県営スケート場は利用期間が5カ月です。債務負担行為限度額は4億 500 万円で単年度だと 8,100 万円と、かなり維持管理、運営経費がかかりますが、これは製氷の関係で経費がかかるということなのでしょうか。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** おっしゃるとおり、やはり氷を維持するというところで

非常に特殊性のある施設でございますので、その部分の経費がかかっております。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第41号岩手県営スキージャンプ場の指定管理者を指定することに関し議決を 求めることについて、質疑はありませんか。

- **〇斉藤信委員** これは、歴史的な経過で八幡平市が指定ということのようです。これも利用期間というのはどういう形になっているのでしょうか。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** 利用期間でございますが、サマージャンプ場ですので、 冬期の間は閉鎖になる設備になっており、4月から開場いたしまして、雪が降って使えな くなる時期までということで運営しております。
- **〇斉藤信委員** これはサマージャンプ場ということですか。冬場の管理はどうなっているのですか。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** 当然年間通して冬場の管理も八幡平市がやることになります。実際には、雪の下になってしまって、用途として使えなくはなりますが、管理は年間通して行うということでございます。
- **○斉藤信委員** スキージャンプ場というと冬場のスポーツだと思っておりましたが、夏場はどのように使って、冬場の管理はどうなるのですか。年間の管理運営費ではないかと思うのですが、もう一度わかりやすくお願いします。
- ○千葉絢子委員長 施設の説明を少しなさったほうがいいかと思います。
- **○畠山スポーツ振興課総括課長** 申しわけございません。補足させていただきますと、県営スキージャンプ場については、先ほど答弁したとおり雪が降るまでの使用ということで、それ以降につきましては、八幡平市が持っている矢神ジャンプ台というものがございますので、そちらのほうで活動をしていただくという体制になっております。
- **○斉藤信委員** そうすると、ジャンプ台は二つあって、冬のシーズンのジャンプというのは八幡平市のジャンプ場で、サマージャンプ場というのが県営のジャンプ場ということなのですか。そうすると、やはり4月から雪が降るまでということになるのですか。

この施設だけが職員配置計画がなかったのですが、総務部管財課からの資料だと、正規

職員5名の配置ということになっておりました。何で職員配置計画がなかったのでしょうか。

- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** 実態といたしましては、八幡平市の文化スポーツ課の職員 5名がこの仕事に当たっておりますので、その人員が正規職員 5名ということになっております。
- ○斉藤信委員 そうすると、八幡平市のサマージャンプ場は県のものですけれども、夏場はそれに対応して、冬場は自分のスキージャンプ場をある意味年間通して管理しているということになるのですか。サマージャンプ場が県の指定管理ということですか。了解しました。
- ○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第42号岩手県営武道館の指定管理者を指定することに関し議決を求めること について、質疑はありませんか。

- **〇斉藤信委員** これも、まず正規職員、非正規職員の配置状況と賃金の状況を示してください。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** 県営武道館につきましてですけれども、正規職員が3名、 有期雇用職員が3名の合計6名の体制となっております。

賃金の関係でございますけれども、先ほどの計算で正規職員が 1,603 円、有期雇用職員が 1,140 円となっております。

- ○斉藤信委員 職員配置計画の主任主査のところに米印があって、業務内容は予算管理で、 事務局総務企画課勤務となっておりますが、基本的には県スポーツ振興事業団の本部にい て予算管理をしているということですか。先ほどの方とは別人ですか。実質は正規職員が 2名ということになりますか。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** おっしゃるとおりでございます。
- **○斉藤信委員** 県営武道館も国民体育大会の施設で、それなりに使われていると思いますが、この間の使用実績と新型コロナウイルス感染症の影響はどうだったのでしょうか。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、これ

も令和3年度と令和元年度を比較してみますと、利用人数は約51%にとどまっておりますので5割減少、料金につきましては約20%ほど減少したという状況がございます。

利用人数については、令和元年度は16万8,700人余が利用されておりますけれども、令和3年度は8万6,000人余が利用されたということで、半減したという状況でございます。

○斉藤信委員 令和4年度はかなり回復しているのでしょうか。

所設置している状況でございます。外に設置しております。

それと、資料の 237 ページで、洋式化されたトイレ、オストメイトやおむつがえシートを完備した身障者用トイレということで、これは新たにこういう形で整備されているということですが、洋式化率は何%なのでしょうか。

〇畠山スポーツ振興課総括課長 洋式化につきましては、ほかの施設と同様に 100%まで行っておりません。ただ、令和3年度に新型コロナウイルス感染症の対策も兼ねまして、ほかの施設とあわせて整備させていただいたということで、各所必ず一つ以上は洋式のトイレが設置されるように整備したところでございます。

それから、令和4年度の回復状況でございますけれども、令和3年度は年間で8万6,000 人余だったのですが、今年度は10月末までで7万8,000人くらい使われているような状況 でございますので、徐々に持ち直しているということになっております。

- ○斉藤信委員 資料の 237 ページの⑤の受動喫煙防止への配慮というところで、県営武道館は屋内利用の公共施設であることから、受動喫煙防止のため館内を全面禁煙とし、喫煙は屋外の指定箇所に限定していますとあります。県庁もそうですけれども、不特定多数の方が活用するわけですから、館内だけでなく敷地内全面禁煙にすべきだと思いますけれども、屋外の指定箇所というのはどこにどういう形の喫煙場所を設置しているのでしょうか。○畠山スポーツ振興課総括課長 設置場所は、一番大きい大道場のステージ側の奥に1カ
- **〇斉藤信委員** それは敷地内でしょう。スポーツを行う人や子供も使うわけですから、公 共施設は敷地内全面禁煙を行うべきではないでしょうか。今までいろいろな施設がありま したけれども、総括的に敷地内全面禁煙になっているのか、いないのか、館内だけに限ら れているのかについて改めてお聞きします。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** 認識では県営武道館以外の施設は敷地内全面禁煙になっております。県営武道館については、喫煙場所は1カ所ということで認識しておりますが、趣旨も踏まえて確認したいと思います。
- ○斉藤信委員 畠山スポーツ振興課総括課長の認識で、県営武道館以外は敷地内全面禁煙 ということであれば、県営武道館を例外にしないで、敷地内全面禁煙としたほうがいいの ではないでしょうか。
- ○**畠山スポーツ振興課総括課長** 貴重な御意見として検討させていただきたいと思います。 ○**千葉絢子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

- ○阿部文化振興課総括課長 岩手県民会館のトイレの洋式化について、千葉伝委員から割合ということで御質問がありましたが、全体で 96 個のうち洋式が 55 個ということで、57.3%でございます。
- ○千葉絢子委員長 次に、議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算(第6号)第2条第2表債務負担行為補正中1から8までについて、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 14 号平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部文化振興課総括課長 議案第14号平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案 (その2) の 100 ページをお開き願います。条例案の説明につきましては、お手元に配付しております資料の1ページ、平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

1、改正の趣旨についてですが、現在入館料を無料として県が運営を行っている平泉世界遺産ガイダンスセンターにつきましては、昨年定めた平泉世界遺産ガイダンスセンター 条例に基づき、令和5年度から指定管理者制度を導入することとしております。その指定管理者制度の導入に合わせ、入館について許可を要すること及び入館に係る利用料金を指 定管理者の収入として収受させること、あわせて所要の改正を行おうとするものでございます。

- 2、改正の内容についてですが、(1)、入館の許可について定めることでありますが、 平泉世界遺産ガイダンスセンターへ入館しようとする者は指定管理者の許可を受けなけれ ばならないこと、許可をしてはならない場合及び条件を付することができることを定める ものであります。
- (2)、利用料金について定めることでありますが、平泉世界遺産ガイダンスセンターの 利用料金の上限額を定めるとともに、当該利用料金は指定管理者の収入として収受させる こと等を定めるものであります。
- (3)以降については、利用料金の免除及び不還付を定めるほか、所要の整備をするものであります。
- 3、施行期日等についてですが、利用料金の徴収を開始する令和5年4月1日から施行すること及び利用料金の承認や告示は施行日前に行う必要があることから、準備行為について規定するものであります。

以上で平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

[休憩]

〔再開〕

- ○千葉絢子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ○斉藤信委員 平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部改正ですけれども、利用料金を指定管理者の収入として収受させるということで、実は平泉世界遺産ガイダンスセンターが開館するときに料金問題というのは議論になったのです。価値のある施設であり利用料金を取るべきではないのかということで、この委員会でも議論がありました。今回、手のひらを返して利用料金を取るということなのですが、前回の議論を踏まえて、利用料金を取ることになったのはなぜなのかお聞きします。
- ○阿部文化振興課総括課長 開館当初は、県の直営ということで無料でなるべく多くの方に来館していただくために運営してきたところでございます。条例に令和5年度から指定管理者制度を導入するということを規定しておりまして、1年半、県直営でやってきた結果、運営上の課題等を検証したところでございます。

平泉世界遺産ガイダンスセンター運営協議会においては、修学旅行を初めとする大人数の団体客にもきめ細かに対応するべきだ、世界遺産の価値を次世代で伝承していくための 企画運営を取り入れるべきだなど、さまざまな意見をいただいたところでございます。

また、地元の関係団体等と意見交換をした際には、屋外バルコニーなど活用されていないスペースがあるのではないか、それから地元が盛り上がるような催事を開催してほしい、

あとはお土産売場がないものですから、お土産となり得るような代表的な商品の製作、販売をしてほしいなどといった意見が寄せられました。

それらの課題とあわせて財政運営なども考慮しまして、魅力的な施設運営が行えるように指定管理者制度の導入とあわせて利用料金を徴収することとし、その利用料金は指定管理者の収入ということにして、指定管理者のインセンティブに資すること、それと指定管理者の自由な発想による来館者サービスの向上を図ることを目的に、今回有料とさせていただきたいというものでございます。

- ○斉藤信委員 指定管理者制度の導入について、今まで文教委員会に提案はありましたか。 ○阿部文化振興課総括課長 平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の規定に、令和5年度 から指定管理者制度を導入すると入っております。
- **○斉藤信委員** では改めて、今も触れられたと思うのですけれども、指定管理者制度を導入したほうがよいという具体的な理由をわかりやすく述べてください。
- ○阿部文化振興課総括課長 指定管理者制度を導入することにより、自由な発想による来館者サービスの向上に寄与するような企画展の実施やショップ運営など、自主事業等での魅力向上を期待して導入するものでございます。
- ○斉藤信委員 令和4年度までは、ガイダンス事業は業務委託となっておりますし、展示・情報発信事業、体験・学習事業も業務委託となっております。今でも業務委託で実施しているのだと思いますが、指定管理者制度と業務委託と、どのようにメリット、デメリットがあるのでしょうか。
- ○阿部文化振興課総括課長 業務委託で実施しているところですが、やはり県直営ですと、 民間ならではの自由な発想や魅力ある施設運営がもっと必要だということで、入館者が 10 月末現在で2万 4,854 人と、なかなか目標より少ない状況にございますので、さらに魅力 を向上させ、入館者に多く来ていただくためにも指定管理者制度を導入したいということ でございます。
- **○斉藤信委員** 今まで指定管理者制度を議論してきました。一つを除けば、ほとんどが県 文化振興事業団、県スポーツ振興事業団です。厳密に言うと、ここは民間なのですか。
- ○阿部文化振興課総括課長 完全に民間というところではございませんけれども、今回の 平泉世界遺産ガイダンスセンターについては現在公募しておりますが、現地説明会には2 者が手挙げしているような状況でございます。
- ○斉藤信委員 民間だから自由な発想ができるということではないのだと思います。実際に県が指定管理者として指定しているところは、圧倒的に県文化振興事業団や県スポーツ振興事業団なのです。だったら、こういうところは、自由な発想ができないということになるのではないですか。民間だからうまくいくという話では、あまり説得力がないと思っております。なぜ指定管理なのかということは、もっと説得力ある提案をしなければならないと思いますので、これは指摘だけしておきます。

それで、もう既に公募を開始されているわけですが、事業費と人員体制はどのように提

示されているのか。専門的な人材の配置を含めて示してください。

○阿部文化振興課総括課長 公募における仕様書に記載している収支計画書では、県の指定管理料の上限として令和5年度6,709万3,000円をお示ししております。2年間の指定管理なので、令和6年度も同額でございます。

職員についてでございますが、職員配置については常勤の総括責任者を配置するということ、指定管理者が業務を行うために学芸員資格またはそれに相当する職員を1名以上配置し、分野については考古学または歴史学に詳しい方ということを規定しておりますし、あとは常設展示、企画展示、柳之御所史跡公園の解説や、訪日外国人等への対応ができる職員の配置とすること、それと、各種業務における責任体制を確立することということを記載しております。

○斉藤信委員 恐らく今の業務委託の中で、学芸員も配置されていると思いますし、外国 人対応もされているのではないかと思いますが、どうでしょうか。

今年度の運営費の実績はどうなっているのでしょうか。

○阿部文化振興課総括課長 業務委託の中でも、学芸員資格の方、それから外国人スタッフの方はいらっしゃいます。

令和4年度の管理運営費については、合わせまして1億283万円となっております。

- ○斉藤信委員 令和4年度の運営費が1億283万円で、来年度から指定管理料が6,709万円と、料金収入があったとしても、あまりにも落差があり過ぎるのではないですか。今まで以上に安上がりにしようとしてこのような額で、本当に自由な発想で今まで以上に利用客をふやすことができるのでしょうか。実際に学芸員の配置も1人以上でしょう。今だって配置されているのです。たった1人配置して、今まで以上の運営ができるとは思えません。今年度の運営費と来年度の指定管理料の大幅な差は何ですか。
- ○阿部文化振興課総括課長 利用料金収入として 1,159 万円を計上しております。その差額は 2,400 万円ほどになるのですけれども、そのうち人件費が 1,500 万円程度の差となっており、これについては職位の見直しや解説員の賃金を減らしております。現在5名の会計年度任用職員の解説員を雇用しているところですが、直営で1年半やってみて、音声ガイド機を使う入館者の方が結構いらっしゃるということもあり、効率化を図ってこのような人員となっております。
- ○斉藤信委員 結局、平泉世界遺産ガイダンスセンターをもっと充実させようというよりは、指定管理にして安上がりにやろうということにしか見えないのです。民間に任せればうまくいくという、そのような単純な発想で説得力を全く感じません。本当にこれでいいのですか。

熊谷文化スポーツ部長に聞きます。これだけ運営費を削減して、人件費を減らして、それで自由な発想で今まで以上に平泉世界遺産ガイダンスセンターの運営はうまくいくのですか。

○熊谷文化スポーツ部長 平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理への移行というこ

とですが、料金を取るということで、券売機を導入するということもありますので、受付 業務の効率化も図られるという面もあります。

1年半やってみた上での効率化を図りながら指定管理に移行するということですが、先ほどもお話したとおり、テラスのところや、ショップの部分の面積はあらかじめ取っている部分もありますので、その辺を活用するとなると、やはり指定管理のほうで運営するのが効率的だというところもあります。

どこが指定管理者になるかはわかりませんが、今のところ2者ほど興味を示しているということです。よりよい運営が行われるよう、2月定例会に提案する予定でございますけれども、指定管理の準備を進めていきたいと思います。

- ○斉藤信委員 利用料金の上限額が、個人の場合、学生が 140 円、一般が 310 円となって おりますが、これは上限額ですから、恐らく 300 円と 100 円くらいになるのではないかと 思います。取るなら、もう少し価値にふさわしい料金を取ったほうが、取る意味があるのではないかと思いますが、上限額の設定の理由は何ですか。
- ○阿部文化振興課総括課長 県内の類似施設や国内の世界遺産関係の類似施設の料金を参 考にしまして、同じような額としたところでございます。

参考までに、県立博物館は 310 円、県立美術館は 410 円、県立水産科学館は 300 円、世界遺産関係ですと三内丸山遺跡が 410 円、御所野遺跡が 300 円、富士山も 300 円、石見銀山が 310 円といったところでございます。

- **〇斉藤信委員** 残念ながら、きょうのこの提案については積極性が感じられません。指定 管理にして運営が改善され、利用客がふえるという見通し、やり取りを聞いても、納得す ることができませんでしたので、私はこの条例案には反対します。
- ○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○千葉絢子委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わりま

す。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算(第6号)第2条第2表債務負担行為補正中、追加中21及び22、議案第37号岩手県立博物館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第38号岩手県立美術館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

なお、審査の方法につきましては、先ほどと同様、提案理由の説明は一括で行い、審査 は議案ごとに行うこととしたいと思いますので、あらかじめ御了承ください。

では、当局から提案理由の説明を求めます。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 私からは、教育委員会所管の議案第1号の予算議案について御説明申し上げ、議案第37号、議案第38号の公の施設の指定管理者の指定関連議案につきましては、後ほど担当の生涯学習文化財課総括課長から御説明申し上げます。まず、議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

議案(その1)の5ページをお開き願います。債務負担行為について御説明いたします。 第2表債務負担行為補正追加の表中、教育委員会関係は、事項欄21、指定管理者による博 物館管理運営業務及び事項欄22、指定管理者による美術館管理運営業務であり、公の施設 の指定管理者の指定に関連して期間及び限度額をそれぞれ定めようとするものであります。

事項欄 21、指定管理者による博物館管理運営業務及び事項欄 22、指定管理者による美術館管理運営業務は、令和4年度から翌年度以降にわたって行われる県立博物館及び県立美術館の指定管理者による管理運営業務について、期間を令和4年度から令和9年度まで、限度額をそれぞれ県立博物館では7億5,500万円、県立美術館では12億2,000万円として債務負担行為を設定しようとするものであります。

予算関係の説明は以上でございますが、引き続き公の施設の指定管理者の指定関係について担当の生涯学習文化財課総括課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○久慈生涯学習文化財課総括課長 教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定に 関する議案について御説明いたします。

教育委員会関係施設は、議案(その2)の143ページ、議案第37号岩手県立博物館及び144ページ、議案第38号岩手県立美術館となります。この2施設の指定管理者の指定に係る提案の趣旨等につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料の議案第37号岩手県立博物館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての1ページをごらんください。1の提案の趣旨でありますが、県立博物館は令和5年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定する指定管理者の概要でありますが、指定しようとする者の名称は公益 財団法人岩手県文化振興事業団、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日 までの5年間としようとするものであります。

次に、3の指定管理者候補者選定の経緯でありますが、県立博物館及び県立美術館の2施設における指定管理者候補者の選定に当たり、外部委員5名で構成する教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会を設置し、7月25日月曜日及び9月29日木曜日の2回開催し、協議、審査を行ったところであります。

資料2ページをごらんください。申請団体は1団体であり、当該委員会において書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を実施した結果、今回提案いたしました団体が指定管理者の候補者として選定されたものであります。

次に、資料の議案第38号岩手県立美術館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての1ページをごらんください。1の提案の趣旨でありますが、県立美術館は令和5年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定する指定管理者の概要でありますが、指定しようとする者の名称は公益 財団法人岩手県文化振興事業団、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日 までの5年間としようとするものであります。

次に、3の指定管理者候補者選定の経緯でありますが、選定委員会の概要等につきましては先ほど説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

資料2ページをごらんください。申請団体は1団体であり、当該委員会において書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を実施した結果、今回提案いたしました団体が指定管理者の候補者として選定されたものであります。

以上で公の施設の指定管理者の指定に関する議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○千葉絢子委員長 初めに、ただいまの説明のうち、議案第37号岩手県立博物館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、質疑はありませんか。
- ○斉藤信委員 県立博物館の指定管理者の人員体制、賃金の水準を示してください。
- ○久慈生涯学習文化財課総括課長 人員体制でございますけれども、指定管理部門として 総括責任者が1名、その補助者として有期雇用職員が3名で、合計4名となります。

賃金につきましては、指定管理者からの提案内容では、正規職員が1名、非正規職員が3名ということで、正規職員と非正規職員の1人当たりの賃金の差が420万3,000円となっております。正規職員の賃金総額は678万9,000円、非正規職員の賃金総額は258万6,000円となっております。

○**斉藤信委員** 正規職員は1人で、主任主査となっておりますが、賃金総額 678 万 9,000 円というのは、県庁の主任主査級と同じ水準ですか。

- ○久慈生涯学習文化財課総括課長 県の給与モデルでは主任主査というところがございませんので、担当課長と主査の間のところで金額を設定いたしまして、この金額となっております。
- **○斉藤信委員** 県教育委員会には主任主査はいないのですか。主任主査の賃金水準というのは幾らですか。わかったら教えてください。
- ○千葉絢子委員長 では、後ほど答弁をお願いします。
- ○斉藤信委員 非正規職員も労働時間は同じ7時間45分ですからフルタイムです。正規職員と非正規職員で賃金総額が420万円くらい違うわけです。年収で見ても非正規職員は258万6,000円で、ワーキングプアの年収が200万円だとすれば、そこに少し毛が生えた程度です。正規職員と非正規職員であまりにも差があり過ぎるのではないかと思います。

もう一つは、わずか4名の体制で1億 5,075 万円の指定管理料なのです。前もこの議論をしましたが、わずか4名の指定管理をしなければならないのですか。この程度の人員で1億 5,075 万円の指定管理料というのは、実態と合わないのではないですか。その中身は何かというと、1億 5,075 万円のうち委託費が 8,200 万円あるのです。県文化振興事業団に指定管理しても、半分以上は委託をしているのが実態なのです。指定管理をする必要がありますか。

県立博物館に県が配置している人員は何人ですか。

- ○久慈生涯学習文化財課総括課長 県からは 10 名派遣しておりまして、副館長を除く 9 名の学芸員及び学芸調査員が県文化振興事業団の職員 10 名と連携して博物館の運営に当たっております。
- ○斉藤信委員 10 人派遣しているうち9人が学芸員及び学芸調査員ということですが、あと1人は館長ですか。
- ○久慈生涯学習文化財課総括課長 副館長でございます。
- **○斉藤信委員** 主力は県からの派遣職員なのです。10 人県職員がいて、そのほかに館長がいる。館長は、先ほどの主任主査ではないでしょうから、人員はどこに入るのですか。
- ○久慈生涯学習文化財課総括課長 館長につきましては、県から派遣という形ではなくて、 県が置いているという立場になります。
- **○斉藤信委員** 10 人というのは副館長と9人の学芸員及び学芸調査員です。そのほかに県が館長を派遣しているということではないのですか。館長はどこが派遣しているのですか。
- **○久慈生涯学習文化財課総括課長** 館長につきましては、県で配置しているということで、派遣ということではございません。
- ○斉藤信委員 配置というのは何ですか。派遣も配置ではないのですか。
- **○八重樫参事兼教職員課総括課長** 館長につきましては、県で任期付職員ということで正 規採用しておりまして、その職員を、県文化振興事業団への派遣という形ではなくて、県 立美術館、県立博物館の館長として配置しているということでございます。
- ○斉藤信委員 そうすると、副館長と9人の学芸員及び学芸調査員の人件費はここに入っ

ていますか。

- **○久慈生涯学習文化財課総括課長** 館長の給料につきましては、ここには入っておりません。
- ○斉藤信委員 県立博物館の管理運営の主体は県の職員だと思います。副館長と学芸員及び学芸調査員が博物館の仕事の中心を担っています。

ところが、指定管理料の1億 5,075 万円は、たった4人の県文化振興事業団に指定管理 しており、おかしいのではないですか。指定管理する必要はないのではないですか。直営 でやったらいいのではないですか。管理運営の実態から、指定管理をしなければならない 理由があるのでしょうか。本当にアンバランスだと思います。

私は、この議論を5年前もやりました。佐藤教育長はどう思いますか。

○佐藤教育長 県立博物館及び県立美術館につきましては、指定管理者制度を導入しておりまして、先ほど斉藤信委員がお話ししました主任主査級の正規職員と3人の非正規職員というのは、県立博物館、県立美術館の施設のいわゆる管理機能の部分についての費用となります。ですから、さらに施設の維持修繕、さまざまな保守、管理、点検等に要する再委託の部分も含まれておりますので、その管理に要する経費について委託料として支払いをしているものとなっております。

それから、県教育委員会からの派遣等につきましては、県立博物館、県立美術館で管理機能以外には教育機能、行政機能あるいは文化財の調査等、それから学芸部門といったところがございまして、そちらのほうについては、県と県文化振興事業団との派遣契約に基づいて、それぞれ人件費が負担されているというものでございます。

○斉藤信委員 資料の2の30ページを見てください。主任主査の賃金総額が678万9,000円となっています。私は、県庁の主任主査級と比べて高いのではないかと思って聞いたのです。それは後で答えてください。

管理運営全般で主任主査級が1人です。あとは受付事務が3人です。実質、管理運営を担当しているのはたった1人ではないですか。そういうところに1億5,075万円の指定管理をするということはバランスが取れないのではないかと思います。県立博物館の業務は学芸員及び学芸調査員が中心なのです。中心を県が担っているのです。そういう点でいくと、管理運営全般の正規職員1人と受付事務の非正規職員3人のこの体制に指定管理する理由がほとんどないのではないかと思います。形だけ指定管理にしているのではないですか。1億5,075万円も1人の主任主査に任せるような指定管理というのは、見直したほうがいいのではないですか。これがなければ運営できないということにはならないのではないですか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 今の御質問の前に、県における主任主査の給与レベルという部分につきましてお答えいたします。

県人事委員会から出ている人事委員会勧告のモデル給与でいいますと、主任主査クラス の部分が明確に出ていないのですが、その前後ということになりますと、40歳の主査で勧

- ○久慈生涯学習文化財課総括課長 再委託についてですけれども、今回の指定管理の募集 要項におきまして、施設及び附属設備の維持管理を効率的に行う上で必要と思われる業務 については、県と協議の上に業務の一部を他の者に委託することができるということで定めております。これを踏まえた上で県としては、指定管理者において、これから再委託業務を初め、施設運営全般においてマネジメントを行っていただきまして、専門的なメンテナンス対応と効率的な運営がなされることを期待しているところでございます。
- ○斉藤信委員 例えば、ほかの施設でも、県文化振興事業団がそれなりの専門家を配置して、自主企画など直営ではできないようなことをやっているというなら、少し意味があると思いますけれども、管理運営を担当しているのはたった1人です。あとは受付事務3人です。実態は、県が派遣している学芸員、学芸調査員が企画も運営も行っているのです。私は、この指定管理のあり方というのは、形だけ指定管理にして中身がないということになるのではないかと思いますが、佐藤教育長、実態のない指定管理になっていませんか。
- ○佐藤教育長 県立博物館、県立美術館の管理部門については、ごく限られた人数ではありますけれども、施設の機能を維持向上させるため、学芸部門との連携を図って、施設の利用者のサービス向上、県民への社会教育の普及等に対応していくということで取り組んでいるところであります。今後におきましても、そのような形で取り組んでいきたいと考えております。
- ○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。
- ○斉藤信委員 私は議案には反対しませんが、異常な指定管理のあり方だと思います。県文化振興事業団の人員体制も極めて貧弱です。そこに1億5,075万円の指定管理をするということは実態に合わないと思います。県から事実上11人が配置されており、ここが実際の運営の主体ですから、県が主体的に管理運営すべきではないかと思います。そういう意見を申し上げて反対はしません。
- ○千葉絢子委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

次に、議案第38号岩手県立美術館の指定管理者を指定することに関し議決を求めること について、質疑はありませんか。

- ○斉藤信委員 県立美術館の指定管理者の人員体制、賃金の水準を示してください。
- ○久慈生涯学習文化財課総括課長 県立美術館につきましては、企画展示開催、常設展開催、調査研究、教育普及、美術品の整理及び管理保管が主な事業であり、県から 11 名派遣して、副館長を除く 10 名の学芸員及び学芸調査員が県文化振興事業団の総務課職員 2 名と連携し、業務に当たっております。
- ○斉藤信委員 県文化振興事業団の人員配置は、正規職員が1人、非正規職員が2人のわずか3人です。正規職員は主任主査で総括事務職員、あとの2人は事務補助職員でフルタイムの会計年度任用職員となっています。この3人体制の県文化振興事業団に2億四千数百万円の指定管理です。本当に実態がないと思います。県から11人派遣しているという答弁がありましたが、ここでも県立美術館の仕事の主体は県の職員だと思います。

委託費が1億6,429万5,000円で、半分以上が委託なのです。たった3人の体制の管理 運営に2億四千数百万円の指定管理料というのは、全く実態に合わないのではないでしょ うか。こういう指定管理というのはあるのでしょうか。

- ○佐藤教育長 2億四千数百万円のうち、委託料が1億6,400万円ほどあるということで、 先ほど県立博物館のところでも説明しましたけれども、清掃業務委託や警備業務委託、あるいは施設の管理業務などさらに再委託する経費が大半を占めているという形になります。 そういった施設の管理機能を維持するために、さらに外部に委託するための事務を正規職員1名と非正規職員2名でもって事務を執行していくということになります。
- ○斉藤信委員 トンネル会社ではないですか。正規職員1人、事務補助員2人の県文化振興事業団に2億四千数百万円の指定管理料を払うということが実態に合わないと思います。 直接県が委託すればいいだけの話ではないですか。

県立美術館の運営、企画はどういうところで検討されるのですか。

- **○久慈生涯学習文化財課総括課長** 先ほどもお話しいたしましたけれども、指定管理者において、再委託業務を初め、施設の運営全般についてマネジメントを行っていただいて、専門的なメンテナンス対応や効率的な運営を期待しているところでございます。
- ○斉藤信委員 企画や管理運営の主体はどこですか。
- ○久慈生涯学習文化財課総括課長 博物館法及び美術館条例の規定に基づきまして、美術館の運営に関して館長の諮問に応ずるというところがありまして、館長に対して意見を述べる機関といたしまして美術館協議会というものを設置しております。現在は15名の委員を任命いたしまして、協議会は年1回開催しております。
- ○斉藤信委員 年1回の運営協議会はいいけれども、日常的に管理運営する体制というのはないのですか。
- ○**久慈生涯学習文化財課総括課長** 定期的な職員の会議等もございますので、そういう中

で検討、協議を行い、運営について進めていくということでございます。

○斉藤信委員 恐らく美術館協議会というのは年1回ですから、年間の方針を確認するということでしょう。しかし、毎月の管理運営業務があるわけですから、常設の運営体制はないのかと聞いているのです。

県文化振興事業団に2億四千数百万円を支払うときに、消費税はかかりますか。

○**久慈生涯学習文化財課総括課長** 毎月の管理運営体制でございますけれども、業務推進 会議というものが毎月ございまして、館長、副館長、総務課長、学芸課長、学芸総括、普 及総括、総務総括と指定管理者が出席する会議がございます。

消費税につきましてはかかります。

- ○斉藤信委員 県文化振興事業団から再委託するときにも消費税はかかるのではないですか。
- ○**久慈生涯学習文化財課総括課長** 消費税はかかります。
- ○斉藤信委員 そうすると、指定管理、再委託で二重に消費税がかかるということになりますか。そういう点では合理性がないのではないですか。例えば、施設の管理運営を担っているのはたった1人ですから、これを県の職員にしてしまえば、体制的には何も矛盾がなくなるのではないですか。そして、県が直接委託すれば、1回の消費税で済むのではないでしょうか。
- ○久慈生涯学習文化財課総括課長 利用者のアンケートでニーズというものを把握しなが ら、美術館に関心が薄い層につきましても興味を持って来館につながるよう、企画や親子 向けの自主事業といったものを開催し、利用拡大につながる取り組みを実施しております ので、そういったものをどんどん図ってまいりたいということでございます。
- ○斉藤信委員 県から学芸員を11人も派遣しているのです。学芸員がさまざまな企画展示を考えるのではないですか。県文化振興事業団の主任主査という方は、事実上施設の管理でしょう。県立美術館の運営には直接的にはかかわらない仕事です。たった3人の県文化振興事業団の体制に2億四千数百万円の指定管理料をかけるということが実態に合っていないのではないかと思いますが、いかがですか。
- ○久慈生涯学習文化財課総括課長 県文化振興事業団ですけれども、ほかに複数の施設を同様に管理しておりまして、学芸業務のノウハウも蓄積しており、企画に利用者のニーズを把握して、良好なサービスを継続的に提供できるといった強みもございます。そこに県職員を派遣いたしまして、当該事業団職員が持つノウハウというものを利用することで相乗効果が生まれてくるということで、県民に質の高いサービスの提供、県の施策のさらなる推進につながるものと考えております。

異なる組織の職員が学芸業務に従事するということで、異なる視点で互いに補完して高め合いながら業務を遂行することが可能となります。それから、学芸業務に従事する派遣職員には教員も含まれておりまして、最終的に学校現場において、教育への還元が期待できるというところでございます。

○斉藤信委員 実態的にいったら、施設の管理で主任主査が派遣されています。だから、施設の管理の職員を育てればいいだけの話なのです。私が言っているのは、たった3人体制の指定管理者に2億四千数百万円の指定管理料を払うというのは実態に合っていないと言っているのです。県文化振興事業団から10人も派遣されて、学芸員もいて、それでいろいろな企画を行っていますというなら、あなたの言うことはまだわかるが、そんな体制は一つもありません。先ほど議論した県立博物館も、正規職員はたった1人で、これは事実上施設管理です。再委託している仕事です。

だから、私は、指定管理者制度という形式が必要で、無理して指定管理をしているというようにしか、いろいろな答弁を聞いても受け取れません。全く説得力はありません。2 億四千数百万円の実態もありません。

最終的に反対はしませんが、5年前も私はここでそういう議論をしました。よく正面から受けとめて、2億四千数百万円の指定管理に当たる体制なのか、真剣に考えてくれませんか。もっと県が責任を持って、施設管理の職員が必要だったら育てればいいのです。たった3人に委ねるという仕事ではないと思いますが、佐藤教育長、一言お願いします。

○佐藤教育長 まず、収支計画書で2億四千数百万円になっていますけれども、先ほども申し上げましたように、そこから再委託で施設の管理等に要する経費が1億6,400万円ほど、それから光熱水費等が6,000万円近くあります。実質的な職員3名に係る部分については人件費ということで、収支計画書上では1,500万円弱の数字になっております。

先ほど県立博物館の際にも申し上げましたが、学芸部門との連携、さらには県文化振興 事業団全体の中で、管理部門とそれぞれの学芸部門の機能の連携を図りながら、社会教育 施設のサービスの向上に資するような形で運営がなされております。

それから、補足的に御説明申し上げますと、かつては県文化振興事業団に直接委託する 方法等があったわけなのですが、法律で指定管理者制度が導入されてきたことから、指定 管理者の指定という形に移行した経緯があるということ、それからもう一点、消費税の関 係につきましても二重ということではないと思います。課税仕入れ、課税支出というよう な形での消費税の精算等もなされるわけですので、そういった処理もされていると考えて おります。

○斉藤信委員 二重課税と言ったのは、県文化振興事業団に指定管理料の支払いをするときに消費税が発生するということでした。そして、県文化振興事業団から再委託するときにも消費税が発生するということで、二重で消費税がかかる仕組みではないかと言ったのです。

もう一つ、この人員体制で何ができるかということです。 3人です。 2人は事務補助です。 2億四千数百万円の仕事ができるのかということを私は率直に問題提起し、事実上、施設管理の仕事だったら、施設を管理するノウハウを持つ職員を育てればいいではないですかと言っているのです。 事務補助だって会計年度任用職員を採用すればいいだけの話です。

だから、何もこんな貧弱な体制に莫大な指定管理料を払うような指定管理のあり方というのはないのではないかと思います。今までいろいろな指定管理を見てきましたけれども、県立美術館の体制が一番貧弱です。岩手県を代表する美術館を指定管理するのが、3人という体制でいいのかと言っているのです。

きょうは反対しませんが、実態に合った指定管理を考えていただきたいと思います。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算(第6号)第2条第2表債務負担 行為補正中21及び22について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 19 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木学校施設課長 議案第 19 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償 の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の 125 ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております 資料をごらん願います。議案の事件は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 手とするものであります。 損害賠償の額は18万8,716円とし、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の 異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

損害賠償の原因は、令和4年9月16日、岩手県立大船渡高等学校職員が同校敷地内ののり面の草刈り作業を行った際、跳ね上げた小石が同校敷地に隣接する市道を走行中の〇〇〇〇〇〇〇一使用の自動車に衝突したことにより、左後部ドアガラスが破損し、損害を与えたものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

- ○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。
- ○千葉伝委員 ちなみに、破損した車の車種は何でしょうか。
- **○佐々木学校施設課長** 車種まで把握していないのですが、ワンボックスカーでございます。
- ○千葉伝委員 損害賠償の額が 18 万 8,716 円ということで、道路で車が破損した場合、県は半額までしか賠償しないというやり方で進めていると聞いていましたが、仮にそうだとすれば、倍の額になると想像したものですから、どのような立派な車の後部ガラスかと思って聞きました。
- **○佐々木学校施設課長** 今回の賠償額は、ガラスの修理費用と、使用していた車がレンタカーでございましたので、レンタカーの借用料とを全額県が負担ということであります。
- ○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第86号学校給食無償化と 地場産、国産食材の利用を促進するよう求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○**菊池保健体育課総括課長** それでは、請願について、お手元の説明資料に沿って御説明いたします。

まず、請願項目の一つ目、学校給食費無償化についてですが、資料の1ページをごらんください。学校給食法第11条において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経

費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とされ、それ以外の経費、いわゆる学校給食費は保護者の負担と規定されているところでございます。

保護者の負担とされる学校給食費について、一部の自治体で無償化しております。学校給食費の無償化等の状況について、文部科学省が平成29年度に実施した調査によりますと、全国の1,740自治体のうち、小学校、中学校とも無償化を実施は76自治体、割合で4.4%、小学校のみ無償化を実施は4自治体、0.2%、中学校のみ無償化を実施は2自治体、0.1%、それ以外の一部無償化、一部補助を実施は424自治体、24.4%、無償化等を実施していないは1,234自治体、70.9%となっております。なお、これ以降は、この調査は行っていないものでございます。

県内の市町村の状況でございますが、今年度、県教育委員会において調査したところ、全小中学校の完全無償化を実施は5自治体、割合として15.2%、該当市町村は田野畑村、普代村、軽米町、九戸村、洋野町、一部補助を実施は5自治体、15.2%、該当市町村は遠野市、雫石町、岩手町、山田町、一戸町、無償化等を実施していないは23自治体、69.6%となっております。

次に、請願項目の二つ目、学校給食における地場産、国産食材の利用促進に係る市町村への助成についてでありますが、資料の2ページをごらんください。学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合について、令和3年度の文部科学省の調査によりますと、本県は地場産物が57.9%、国産食材が89.4%と、いずれも全国平均を上回っているところでございます。

学校給食における地場産物及び国産食材の食材料費等に対する助成についてでございますが、県から県内市町村に対し、これまで地場産物の利用促進の助成事業を実施したことはございません。全国の状況については、文部科学省等において調査を行っていないことから、把握していないところでございます。なお、少し古い情報となりますが、平成29年2月に秋田県が全国の状況について全都道府県に照会を行いましたが、都道府県が市町村に対し学校給食費の補助を行っているところはないものと聞いております。

参考として、農林水産部の県産農林水産物学校給食提供緊急対策事業を記載しておりますが、これは令和2年度の補正予算の措置をしたもので、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、インバウンドや外食需要の減少により、在庫が急激に積み上がった県産牛肉、南部かしわ、ホタテガイの消費拡大を図るため、県内小中学校等の学校給食の食材に提供したものでございます。実施校数、提供人数、提供量、予算額及び実績額は記載のとおりでございます。

県内市町村の状況でございますが、地元から調達する食材料費等に対し財政措置を行っている市町村は、今年度は12自治体であります。主な事例といたしまして、北上市の地場産野菜使用補助や宮古市の学校給食地産地消推進事業費補助、岩泉町の短角牛肉賄材料費補助、洋野町の地産地消賄材料、ウニの補助などがございます。以上で説明を終わります。

○千葉絢子委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 学校給食費の問題は、今の説明だと学校給食法ということで説明がありました。しかし、もとになるのは憲法なのです。請願の文書にもあるように、憲法第 26 条により義務教育は、これを無償とすると、そして学校給食も教育の一環となっていましたから、本来学校給食も無償の対象にすべきだったと思います。戦後の時期は、国会でもそういう議論があったと記憶していますが、そういう経過を御承知でしょうか。学校給食法の規定はそうだけれども、憲法第 26 条から見ると、学校給食費も義務教育の一環として無償の対象にすべきだったのではないかと思います。

もう一つ、今の説明で平成29年度の学校給食費の無償化の実施状況が報告されましたが、 実は今無償化が、全国で大体368市町村に急速に広がっています。今の物価高騰などで学校給食費の負担が大変厳しいということで、学校給食費を無償にしてほしいという運動が、 この時点からもう5倍くらいに地域で広がっているというのが実態です。それを把握されていますか。しんぶん赤旗が学校給食費の無償化が急速に広がっているという全国の実態を調査したものが報道されています。つい最近です。

だから、今国会でも地方自治体が積極的に推進することはいいことだという答弁もされています。一時は学校給食法を盾に、学校と保護者負担だという答弁だったのですけれども、今は地域が積極的に推進することは大いに結構と答弁しています。これは国の責任を半分回避しているので、それ自身は問題だと思いますが、小学校、中学校の学校給食費は、今、月額幾らで、年間どのくらいになっているのでしょうか。

また、学校給食費は就学援助の対象になっていると思いますけれども、それはどのくらいの比率になっているのかをまずお知らせください。

○**菊池保健体育課総括課長** 学校給食費についてでございますが、令和3年度の学校給食 実施状況等調査によりますと、1食当たり小学校が267円、中学校が309円でございます。

本県におきまして、平均の月額でございますが、小学校は 4,279 円、中学校は 4,884 円でございます。平均月額につきましては、年間を通じて徴収予定額を 11 で除したものでございますので、御確認いただきたいと思います。

- **○佐々木学校施設課長** そのうち、就学援助でかかる分ということでございますけれども、 大変申しわけございませんが、その金額については把握しておりません。
- ○斉藤信委員 佐藤教育長にお聞きしますけれども、憲法第26条で義務教育は、これを無償にすると、学校給食は教育の一環との位置づけははっきりしているのです。本来なら、学校給食費も無償の対象にすべきではないかと思いますが、憲法の立場からいっていかがですか。
- ○佐藤教育長 学校給食法では、経費負担について保護者の負担とするとなっており、昭和 29 年の法律です。それから憲法第 26 条で義務教育は、これを無償とするということが書かれているわけでございますけれども、その内容との関係については、私もどちらが正しいとは言えません。これまでの学校給食費については、保護者が負担してきたという経緯があるので、基本的にはそのような形なのかと思いますが、いろいろと今後議論が進む

中での判断ということになるかと思います。

○斉藤信委員 先ほどの参考説明で、県内の状況も明らかにされました。5町村で完全無償化を実施しているということです。これは今急速に広がりつつあるのです。雫石町は2分の1補助だったと思いますけれども、全額はいかないまでも、そういう形で補助するところが同じく5市町ということで、県内でも着実に無償化が広がっているのは、一つはやはり切実な父母の願いです。本当に賃金が上がらない、物価高騰で生活が大変だという中で、学校給食費がやはり高い比率を占めるのです。子供が2人いたら、毎月1万円近い負担なのです。年間だったら、10万円くらいの負担になってしまいます。子育て支援ということからいっても、学校給食費の無償化というのは切実な課題になっているのではないかと思います。その点で、今回の請願は国に対して無償化を求めるということなので、これだけ全国で広がりつつある中で、基本的には国が責任を持って無償化を行っていただきたいと思います。

もう一つお聞きしたいのは、今の県内の学校給食の実施状況、特に小学校は全校実施していると思うのですが、中学校の完全給食の実施状況はどうなっているのでしょうか。

- ○菊池保健体育課総括課長 少々お時間をいただけますか。
- ○千葉絢子委員長 では、後ほど答弁をお願いいたします。
- **○斉藤信委員** ではあわせて、旧盛岡市内はランチボックスです。実際に希望してランチボックスを活用しているのは 20%程度と聞いております。これは完全給食にはならず、極めて不十分なものだと思いますが、ランチボックスの制度は実態としてどのくらいあるのでしょうか。
- ○菊池保健体育課総括課長 ランチボックスの前に、先ほど御質問いただいた件でございます。学校給食の実施状況についてでございます。小学校につきまして、完全給食が 281 校、95.3%、補食給食が 14 校、4.7%、ミルク給食がなしの 295 校になります。中学校につきましては、完全給食が 126 校、85.1%、補食給食が 7 校、4.7%、ミルク給食が 15 校、10.2%の 148 校になります。義務教育学校につきましては、完全給食が 1 校、100%でございます。これは、学校給食実施状況等調査によるものでございます。
- **○斉藤信委員** 小学校は 100%と思っておりましたけれども、95.3%で、14 校が補食給食ということです。補食給食とミルク給食ではどう違うのですか。補食というのは、おかずは出すという意味ですか。ミルク給食は牛乳だけということですか。
- ○菊池保健体育課総括課長 はい。
- **○斉藤信委員** これが放置されていることは大問題ではないでしょうか。今どき完全給食が実施されていないというのは、本当に異常な事態だと思いますが、補食給食、ミルク給食の学校の実数と今後完全給食を目指しているのか示してください。

中学校の完全給食を聞き漏らしたのですけれども、完全給食になっていない学校を示してください。

そして、先ほども言いましたが、ランチボックス、デリバリーは何校あるのですか。こ

れは完全給食と言えないのではないかと思いますが、どうですか。

○菊池保健体育課総括課長 ランチボックスの件については、今資料が手元にございませんので、改めてお示ししたいと思います。

中学校の補食給食については7校、ミルク給食については15校でございます。完全給食は126校でございます。

- ○斉藤信委員 今のは中学校の話ですか。
- ○菊池保健体育課総括課長 はい。
- ○斉藤信委員 小学校で完全給食になっていないところは、完全給食を目指しているのですか。大変なおくれなのではないですか。教育の一環だと言われているときに、完全給食を実施していないというのは、本当に大問題だと思うのですけれども、小学校で完全給食ではない学校の校数を改めて示してください。そしてそこは完全給食を目指しているのか、目指していないのか。県教育委員会はどのように指導、援助しているのか示してください。
- ○菊池保健体育課総括課長 改めまして、小学校については補食給食が14校でございます。 学校給食につきましては、実施主体は学校設置者である市町村でございます。学校給食 業務の運営については、市町村がみずからの判断において決定するべきものと指導しております。市町村の自主性の尊重、市町村の学校給食の存続といったものについて、市町村に対しまして必要に応じて指導及び助言を行っていく必要があると認識しております。

なお、県といたしましては、学校給食の質の低下といったものを来すことのないよう、 円滑な実施等に十分配慮しつつ、市町村がそれぞれの地域の実情等を踏まえ、住民、保護 者の理解等協力を得ながら、適切な方法により運営の合理化を推進していくものと捉えて おります。

- ○千葉絢子委員長 斉藤信委員に申し上げます。本請願の質疑を行っていただきたいと思います。御協力をお願いいたします。
- ○斉藤信委員 国の制度として学校給食の無償化ということが請願の趣旨です。もう一つは、県産の安全な食材を活用してほしいというものです。大前提になる完全給食そのものが実施されていないというのは、これまた別個の固有の問題で、やはり教育の一環の食育であり、最近は有機の食材を学校でも使おうということが農林水産省からも強調されているという時代ですから、そういう点でこの問題をお聞きいたしました。

県内の食材の積極的な活用を含めて、ぜひこの請願を採択していただきたいと思います。 〇岩城元委員 確認ですけれども、説明資料の県内市町村の状況についてのところで、完全無償化の実施が5町村ということで、米印で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した自治体を含むということなのですが、この5自治体のうち、交付金を活用した自治体を教えてください。

- ○**菊池保健体育課総括課長** 交付金活用につきましては洋野町でございます。
- ○岩城元委員 洋野町以外は、子育て支援的な形で補助されているという認識でよろしいですか。

- ○菊池保健体育課総括課長 はい。
- ○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の 取り扱いをいかがいたしますか。

[「採択」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 採択というお声が大半ですけれども、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 それでは、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した請願につきましては、国に対して意見書の提出を求める項目が ございますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、 事務局に配付させます。

[意見書案配付]

○千葉絢子委員長 ただいまお手元にお配りいたしました意見書案をごらんいただきたい と思いますが、これについて御意見ありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

では、以上をもって教育委員会関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から令和7年度以降の岩手県立高等学校入学者選抜について(素案)に つきまして発言を求められておりますので、これを許します。

なお、執行部からの報告後に質疑を行い、その後委員からのこの際発言としたいと思います。初めに入学者選抜についての質疑を行いまして、その後にこの際ということで御了解ください。

それでは、令和7年度以降の岩手県立高等学校入学者選抜について(素案)について発言を許します。

○中村高校教育課長 それでは、令和7年度以降の県立高校入学者選抜について、素案について御説明申し上げます。

お手元の資料の2ページになります。改善の背景・経緯についてでございますが、一つ目にございますように、現在の県立高校入試制度は、平成16年度から一部改善を加えながら実施しているところでございますが、最近の生徒の活動の多様化、部活動参加の任意化、少子化に伴う志願倍率の低下等に対応するための見直しが求められているところでございます。

このために、二つ目にございますとおり、県教育委員会では、昨年7月に県立高校入試 改善検討委員会を設置し、本年9月に改善の方向性につきまして提言を受けたところでご ざいます。

その後、三つ目にございますとおり、提言の趣旨を踏まえまして具体的な改善案を検討 してきたところでございますが、その内容が今ごらんいただいている資料でございます。

では、3ページに移ります。このページから具体的な改善案の内容を示しておりますが、まずページの構成について御説明申し上げます。3段構成になっておりまして、上段では入試改善検討委員会の提言のうち関係する部分を示しております。中段の緑色のところでは、現行制度について概要をお示しし、そして下段の青色のところでは、提言を受け、検討した具体的な改善内容を箇条書きでお示しし、その下に改善後の制度の概要を示しております。

では、入試日程等についての全体像の具体的な改善案について、改善後のところを中心に御説明いたします。まず、一つ目では、現行の推薦入試につきまして、名称を特色入学者選抜に変更し、中学校長の推薦を不要とすること。二つ目では、入試日程について、検査を3月上旬の2日間で実施し、一般入学者選抜と特色入学者選抜をあわせて一次募集として、出願や合格者発表などもあわせて実施すること。三つ目は、検査日程でございますが、一般入試の学力検査を1日目、そしてこの後御説明いたしますが、一般入試の学校独自検査、それから特色入試の検査を1日目の学力検査終了後または2日目に実施すること。四つ目は、出願の仕方でございますが、一般入試に出願の上で同一校の特色入試にも出願できること、言い方を変えますと、括弧内で示してありますとおり、一般入試と特色入試で異なる学校に出願できないこととなります。五つ目は、各高校の合否判定につきましては特色入試、一般入試の順に行うこと。六つ目は、検査日を現在より3日程度早めることの6点をお示ししているところでございます。

その下には、改善後の制度の概要をまとめております。

続きまして、4ページをお願いします。4ページは、推薦入試の改善ということになります。ここでも下段の改善後を中心に御説明いたします。一つ目は、出願に当たり部活動等の実績が一定以上であることを要件としないこと。二つ目は、出願に当たり実績を評価するのではなく、生徒が日常的な学習や活動で身につけた資質・能力について検査を実施し評価すること。三つ目は、検査内容でございますが、現在は面接、小論文または作文、適性検査などとしておりますが、これを弾力化し、小論文、作文、実技、口頭試問、プレゼンテーションなど、学力検査ではない多様な検査を実施すること。四つ目は、前のペー

ジの再掲ともなりますが、中学校長の推薦を不要とし、名称を特色入学者選抜に変更する こと。五つ目は、出願の参考にできるように各学校・学科の求める生徒像や選抜方法など を実施概要としてまとめ、公表することの5点を示しているところでございます。

その下のところで、実施概要の項目についても示しております。二つ目のところにありますとおり、実施概要には一般入試の選抜方法などについても記載し、入試全体の参考資料とするように考えているところでございます。

続きまして、5ページです。5ページは、一般入試の改善についてでございます。ここでは中段の現行制度について御説明いたします。まず、配点でございますが、現行制度では学力検査500点、調査書440点、面接等で60点、この調査書と面接等合わせて500点として、合計で1,000点満点としております。

また、その下にあります選抜方法でございますが、学力検査の 500 点と調査書、面接等を合わせた 500 点についての比率を、A選考では同じ割合とする5対5、B選考では調査書等を重視する3対7、C選考では学力検査を重視する7対3といたしまして、このABCの選考による選考方法について、各学校、各学科が右の表の①から⑦の一つを選択して選抜を実施しているところでございます。この方法ですと、①から⑦のいずれの方法を取りましても、募集定員のうち 70%は学力検査と調査書を5対5の同じ割合で取ることになりまして、残る 30%につきまして各学校で決定できるようになっているところでございますが、志願倍率が1倍を下回った場合には選考Ⅱや選考Ⅲに至らないなど、各高校の特色に応じた選抜ができていない状況となっているところでございます。

続きまして、ページ下段の改善後のところをごらんください。一つ目は、先ほどごらんいただきました学力検査対調査書等の比率について、定員の全てを各高校が決定するという改善を考えております。具体的にはこの後御説明いたします。二つ目は、現在は全受験生に行っております面接について、一律には実施せず、必要に応じて実施すること。三つ目は、面接を一律には実施しないことに伴って配点を変更すること。四つ目は、一律には実施しない面接、作文、小論文、実技等を学校独自検査とすることの4点をお示ししております。

その下になりますが、配点につきましては、学力検査の 500 点は変更いたしません。現行制度で調査書 440 点、面接等で 60 点として、合わせて 500 点としていた配点を、改善後は面接を一律に実施しないことから、調査書のみで 500 点といたします。また、一律には実施しない面接、作文、小論文、実技等の学校独自検査として、配点は上限 100 点までと考えております。この結果、配点の合計点は 1,000 点から 1,100 点となり、学校・学科によって異なることになります。

また、その下にあります選抜方法ですが、配点のうち学力検査 500 点と調査書 500 点の 比率につきまして、定員の全てをここに示しております 7 対 3 から 3 対 7 の中から一つ選 んで選抜を行うこととしたいと思います。

6ページに参りますが、6ページは調査書点の計算方法を示しております。現行制度と

改善後について示しております。現行制度では、評定が全て5の場合、一旦まず660点となるように換算し、その後440点に圧縮しておりますが、改善後は、一旦660点への換算は変更せずに、500点に圧縮することといたします。

このページの一番下にございますとおり、学年間、教科間の比重は変更いたしません。 続いて、7ページは、これまでの内容の概要図をまとめてお示ししております。

この素案につきまして、12月1日から31日までの1カ月間パブリックコメントを実施し、 終了後はお寄せいただきました御意見を参考に必要な修正を加え、今年度中に策定いたし ました内容を公表する予定としております。説明は以上でございます。

○千葉絢子委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

おおむね再開後2時間が経過いたしましたので、この際15時5分まで休憩いたします。

〔休憩〕 〔再開〕

し冉開」

- ○千葉絢子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
- ○佐々木宣和委員 資料の4ページの改善後の特色入学者選抜で、部活動等の実績が一定 以上であることを出願の要件としないということで、可能性を広げるというところではいいとは思うのですけれども、例えば、部活動を頑張っていた子が県大会でベストエイト以上に入ったり、文化部でも合唱コンクールで賞をとったりというのは、一つの客観的な基準であると思うのですけれども、そうでない部分で評価していくということで、基準がなかなか難しいと思うのです。 日常的な学習や活動で身につけた多様な資質・能力というのはどういうものを想定しているのでしょうか。
- ○中村高校教育課長 高校入試につきまして今回改善を検討した際に、現在各高校ではスクール・ポリシーの策定が進んでおりまして、スクール・ポリシーに基づいて魅力的な学校づくりを進めているところでございます。中央教育審議会の答申におきましても、スクール・ポリシーを踏まえながら学校のカリキュラムマネジメントを回して、入学者の受け入れに関する方針を定めて、そこで求めたい生徒像を示しながら入試を行うといったことも求められております。

実際に大会等の実績というものを直接基準にするようなこと等は考えておりませんけれども、評価する際には、そういった競技や取り組みの中で培ってきた主体性や指導力といったことを評価できるような検査内容を用いて各学校で評価していくことを検討しているところでございます。

- ○佐々木宣和委員 スクール・ポリシーの話もあったのですけれども、例えば、学校が努力できるとか指導力があるという子を求めているとして、ではキャプテンをやった子ならいいのか。入学者を割り振るときに、うまく説明しないと、かえって不平等な感覚にならないかと危惧しております。選ぶ側としてきちんと基準がないと厳しいのではないかと思うのですけれども、もう一度その辺を伺います。
- ○中村高校教育課長 今まで、部活動の実績といったところで推薦入試を行ってきている

ところですが、部活動の任意化といったこともあって、部活動に特化した推薦入試というのは不公平ではないかといった声もあることから、多くの生徒が受験のチャンスを得られるような形での制度設計を考えたときに、繰り返しになりますけれども、スクール・ポリシーで各学校が求める生徒像に沿って、生徒にそれを示して、生徒がさまざまな学校内外の活動で培ってきた資質・能力をもとに自分がこの学校に行きたいといったことを主体的に選択して、志願するような形を考えているところでございます。

○佐々木宣和委員 例えば、部活動でこういう成果を残してきましたというのは、これからは評価にならないということでしょうか。それも含めた上で評価ということになるのでしょうか。

○中村高校教育課長 今までですと、そういった実績について直接点数化して選抜を行うといったことを考えてきたわけですけれども、実績のみを直接評価するのではなくて、具体的にどのような活動を行ってきたかといったことを参考にして、その活動を通して身につけてきた資質・能力について評価したいと考えております。

○佐々木宣和委員 5ページの一般入学者選抜について伺いたいと思いますけれども、学力検査と調査書等の割合について、各学校が定員の全てを7:3、6:4、5:5、4:6、3:7の中から一つ選択するような形にするということですが、例えば、調査書はあまりよくないけれども、受験勉強を一生懸命頑張って、試験当日にいい点数を取ったから入れるということが、ならすとできなくなるみたいなことにはならないでしょうか。

○中村高校教育課長 委員御指摘のとおり、一つの学校の中で三つの選考ということがなくなるということにはなるわけでございますが、現在多くの学校で志願倍率が1倍を切っておりまして、基本的にそういう中で定員の全てをA選考の5対5で選抜する学校の割合が70%を超えるような状況になっており、この傾向が年々高まっているところがございます。現状では各学校でB選考やC選考での選抜でなかなか特色がはかれないようなところがございますので、三つの選考ということはなくなりますが、学校の中で学力調査を重視したり、あるいは調査書の評価を重視したりといった観点で選抜を一つ選ぶということで考えております。

○佐々木宣和委員 今のところ、選択できるようにしているけれども、選択されていないような状況があって、選択するようにするためにこういう変更をするというものなのかと思います。結構な変更であり、今まで高校受験にかかわった方々もとても変わったような感覚を受けると思いますので、慎重に検討いただきたいと思います。

○斉藤信委員 今志願倍率が1倍前後ということで、基本的には全ての希望者が入れるという高校の実態になっているときに、何でこのような複雑な入試制度にするのですか。もっとシンプルにするべきではないですか。希望する受験生が基本的に入れるように、そういう制度を考えることが必要なのではないかというのが、私の根本的提案です。そういう観点が一つもないのではないですか。志願倍率が1倍前後になっているときに、何で複雑な入試制度にしなくてはならないのかという議論はあったのでしょうか。

○中村高校教育課長 提言をいただいて具体的な案を考えているところですが、現状の入 試制度の課題として、特に一般入試の選抜方法については複雑でわかりづらいといった御 指摘があったこともあり、なるべくシンプルな制度にしたいという観点も含めて検討した ところでございます。

○斉藤信委員 今のやり取りを聞いていて、スクール・ポリシーで学校が求める生徒像を示して、そういう生徒を求めるということですが、私は反対なのだと思います。生徒が求める学校をつくるということなのではないでしょうか。大体、今、地域の学校というのは、存立が危ぶまれているのです。きのうの一般質問でも取り上げましたけれども、進学にも就職にも生徒の希望がかなえられるような学校というのが地域に必要で、そういう学校を地域で守っていかなくてはならないと思うのです。そういうときに、スクール・ポリシーという片仮名ではなく、もっと説得力のある日本語を使って、みんなにわかるような提起をしてほしいのです。

スクール・ポリシーを示して、それに応えるような生徒を集めるというのは主客転倒で、 生徒が求める学校をつくっていくということが本筋ではないかと思います。単純に言うと、 進学の希望にも就職の希望にも応えられるということなのです。高校間格差を是正すると いうことが本当に重要な課題だと思います。生徒がふえたときに、高校をたくさんつくり ました。そのときのやり方が高校の多様化だったのです。そういう形で高校間格差という のは拡大されて固定化されてきました。しかし、今生徒が減っているときに、そういう高 校間格差を是正して、地域でも進学や就職の希望に応えられるような学校をどうつくって いくかということが生徒減少の中では一番考えなくてはならないことで、学校ありきで生 徒を集めるという発想は、主客転倒だということは指摘しておきたいと思います。残念な がら、そういう根本的な観点が今の時代に合わない形で今回の入試制度を考えられている のではないでしょうか。

推薦入試が特色入試ということになりました。佐々木宣和委員も指摘されたように、私もここがきわめて微妙だと思うのです。生徒が日常的な学習や活動で身につけた多様な資質・能力について、検査を実施して評価するということですが、どうやって評価するのですか。具体的に聞きますが、どういう手法なのですか。

○中村高校教育課長 多様な資質・能力をどのように評価するかということについてでございますが、例えば、各学校の中で、各種の学校活動でリーダーシップを発揮する人物といったような求める生徒像を掲げて、特色入試で主体的に未知の事柄にも前向きに取り組む生徒といったような求める生徒像を設定した場合に、中学校時代の新しい取り組みで主体的に取り組んできた内容と成果についてプレゼンテーションをしてもらうといったことも考えられるかと思いますし、あるいは他者と協働して取り組む生徒といったときには、グループ討論等で、その場の課題について協調しながら課題の解決に向けてグループ討議を行うといった形での評価を考えているところでございます。

○斉藤信委員 生徒が多様化しており、いろいろな生徒がいて、いろいろな役割があるの

です。だから、その一つだけを評価するということは、私は偏った評価になるのだと思います。リーダーシップを取っている生徒だけが、評価が高いというのはおかしいと思うのです。サッカーだって、フォワードがあれば守備陣もあり、それぞれの役割があるのです。 点数が取れる生徒だけ評価されるということではないと思うのです。 そういう生徒の多様性を評価できる検査なのでしょうか。リーダーだけでは組織はまとまらないのです。 そういう生徒の多様性を評価するということが、重要なことではないかと思います。

それで、特色入試というのは学校ごとに比率をどのように決めるのですか。

- ○中村高校教育課長 特色入試の募集定員ということについてでございますが、現在推薦 入試では10%、15%あるいは20%程度で募集しているところでございますので、現行制度 を参考にしながら、具体的な定員の比率については検討を進めていきたいと考えております。
- **○斉藤信委員** そうすると比率は、現行の比率を参考にしながら、各学校が決めるわけですか。

それで、特色入試の中身を見ると、みんなと同じように一般入試も受けて、特色入試の 検査も受けるということですか。

- ○中村高校教育課長 そのように検討しております。
- **○斉藤信委員** 二重に受けなくてはならないというのも、生徒にとっては負担の大きい制度だと思います。何のために特色入試を行うのかという点でいくと、意味不明になってしまうのではないでしょうか。

それと、一般入試についてお聞きしますが、一番生徒が悩んでいるのは調査書なのです。 これは1学年から3学年の各教科の評定でいわゆる内申書です。学科も試験でかなり正確 に数字化されるのですが、それ以外の例えば音楽や体育は、教師によって主観的な評価が かなり強くなります。教員のパワーハラスメントを受けた生徒はこの評価が低くて、実は スーパーキッズだった生徒が、本当なら体育は5でいいのだけれども、体育の教諭の目に かなわなかったため低く評価されて、公立高校の受験を諦めたということがありました。

調査書というのは、1年生から管理されて、成績を上げないと進学ができないということでがんじがらめなのです。そして、科目によっては主観的な評価をされてしまいます。調査書が本当に必要なのでしょうか。昔は学力検査しかありませんでしたが、1年生、2年生はだめでも、3年生で頑張って、そして進学したという生徒も結構いました。先ほど、中村高校教育課長は5対5が70%だと言いました。そうしないと、いろいろなことがあっても先生に物が言えず、先生の顔色をうかがっているというのが中学校の今の実態です。中学生とその父母の一番の悩みは調査書です。だから、私は調査書のあり方そのものを根本的に見直す必要があるのではないかと思いますが、そういう議論はあったのでしょうか。調査書の害悪、メリット、デメリットをどのように評価しているか示してください。

○中村高校教育課長 入試での調査書の活用といったことにつきましては、今委員御指摘の点のデメリット等についても考えられるかと思いますが、メリットといたしましては、

学力検査を実施しない教科等の学力を把握できること、それから中学校の一定期間における学習評価を踏まえることで、生徒の学力をより正確、公平に把握できること、また学力検査では把握することが難しい観点も含めて、いわゆる学力の3要素であります知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の各3点をバランスよく把握できることと考えております。

議論の中で調査書について、やはりある程度バランスを持って評価すること、比重を置いて活用していくことが大切で、9対1のような極端な割合については避けるべきではないかといった議論はございました。

○斉藤信委員 先ほど、5対5というのが 70%あるということでしたが、実態から言ったら、7対3ぐらいにしないと、本当に調査書でがんじがらめになってしまいます。例えば、部活動というのも中学生の生徒たちの一つの目標です。中学校総合体育大会まで頑張って、あと半年勉強に集中して力をつけて試験を受けるという子供たちもいるのです。スポーツの集中力が高い子供というのは、あとの半年で本当に力がつくのです。そういう意味でいくと、やはり3年間がんじがらめで、1年生から3年生までの成績で調査書をつくられるというのは、私は生徒の成長過程からいっても、実態に合わないのではないかと思います。

それと、5ページ目のところで、一律に実施しない面接、小論文、作文、実技等は学校独自検査として実施するということでした。学校独自検査がゼロ点から 100 点になったら、まさにテスト漬けではないですか。何で二重、三重にこういうことをしなくてはならないのですか。もっとシンプルにすべきではないのでしょうか。改革とは言っているけれども、子供たちが本当に悩んでいる根本の問題に全く対応しておらず、観点がずれた中身ですし、生徒減少の中で、本当に子供たちの学びたい、進学したい、就職したいという希望に応える高校をそれぞれの地域でどうつくるのかという発想が欠けているのではないかと思います。

きのう、持続可能で希望ある岩手を実現するための行財政改革に関する報告書の問題を 取り上げました。学区をなくすということも提起されて、私は危機感を持っておりますけ れども、学区というのは、地域の高校を守ろうという発想で岩手県は維持してきたのです。 だから、地域の生徒が地域で自分の希望がかなえられる高校という観点が必要だったので はないかと思います。

きのうも議論しましたが、この入試制度は、生徒の今の要求、悩み、地域の現状から見て、残念ながらそういう悩みや要求に応えられない中身になっているのではないかと思っているのですが、佐藤教育長の見解を聞いて終わります。

○佐藤教育長 まず、今、高校再編後期計画を進めているわけですけれども、私もきのう答弁したように、どこの地域であっても生徒が希望する進路の実現ということをやっていこうということであります。そして、今般の高校入試制度の見直しということにつきましても、1学年時からがんじがらめという御指摘がありましたけれども、そうではなくて、ふだんの授業、学習態度等から見ていくということでありますし、テスト漬けということ

ではなくて、中学校3年間のふだんの生活、学習の定着度から、それぞれの生徒が希望する進路の実現に向けて入試に取り組んでいくということが大事なのだと思います。

現在パブリックコメントも実施しておりますし、本日各委員の皆さま方にも説明させていただきました。今月いっぱい意見等が出されてくると思いますので、そういった内容等も拝見しながら、また検討を加えていきたいと考えております。

- ○岩渕誠委員 いろいろ議論を聞いた中で、疑問に思ったところをお聞きしたいと思います。現状でA選考と言われるものが7割ということでした。実業系の高校、普通系の高校を問わず、総体的に多いということでよろしいですか。
- ○中村高校教育課長 割合について、学科別の資料は今手元にはございませんけれども、 専門学科にしても普通科にしても、総体的にどちらもこの割合はふえてきていると感じて いるところであります。
- ○岩渕誠委員 入試というのは、一つの出口であり、入り口であるのですけれども、そこの選抜方法が同一化してしまうと何が起きるかというと、多様な人材を求めているという割には、やはり輪切りになってしまいます。特にテストの点数で輪切りにされるという懸念が出て、それが階層化を招くというようなことからいうと、現状の 70%に対しての問題意識というのはどの辺にありますか。
- ○中村高校教育課長 70%の学校がA選考で実施しているということで、そこの根底にあるものは、今の選抜方法ですとどうしても定員の70%は同じ割合でやらなくてはいけない。 定員割れしている状況で、ほとんどの定員が同じ割合で選抜しているという状況になっており、現状では学校の特色を出した選抜が一般入試ではできていないといった課題がありますので、定員の全てについて7対3から3対7の割合でと考えたところでございます。
- ○岩渕誠委員 今の見方は学校側から見た課題だと思います。多様な人材を求めるといっても画一的になってしまうのではないかということに問題意識を持たないと、今回の改革の意味というのが薄れるような気がしています。もう一回、学校経営以外のところから見た問題意識を示していただきたいと思います。
- ○中村高校教育課長 学校経営以外での問題意識になりますけれども、まずは1から7通りある選抜方法が受験生にとってもわかりづらい面があるのではないかといったところがございます。また、入試全体として、大規模高校では1人当たりの面接時間の確保も難しく、十分に面接が実施できていないといったところ等が考えられています。
- ○岩渕誠委員 受験するほうからすると、七つの選抜方法というのはわからないと思いますし、自分の志望する高校が何方式になるかは、多分ほとんどわからないと思います。これはわかったほうがいいのですけれども、時間の無駄だと思うので、そういう意味においては、うちの高校は学力試験を重視する学校です、うちの高校は1対1です、うちの高校は一生懸命頑張っているふだんの生活のほうを重視しますというところをまずは公開することが大事だと思います。学校の入試関係者はわかるのだけれども、子供たちも保護者も県民も知らないという部分で、むしろ多様な人材を次の高校で生かすということであれば、

そういうことをまずは公開するということが大事だと思うのですけれども、これは次の入 試の段階において受験要項なり募集要項なりで公開しますか。

- ○中村高校教育課長 選抜の割合については、しっかり公開して募集を行うということで 考えております。
- ○岩渕誠委員 それであれば理解いたします。

それから、特色入試で、文章にすると部活動の実績は要件にしないということで、そこにフォーカスされるのですけれども、資料をよく読んでいくと、学校長が判断するものではなくて、自分が判断するものですから、私は個人の競技で優勝しました、あるいは合唱コンクールで全日本理事長賞を取りましたという、つまり学校評価ではなくて自己評価になるわけです。自己肯定感につながっているわけです。要件とはしないけれども、あくまで自己判断ですから、そこの部分というのは大きく変わっているところだと思います。学校で校長や担任にいろいろ言われるという話がありましたが、その部分は関係なくなるのではないかと思いますけれども、どうなのでしょうか。

- **〇中村高校教育課長** 御指摘のとおり、生徒がいろいろな活動で身につけてきた資質・能力をもとに、自分が主体的に学校を選択していくといった進路選択の主体性を身につけていくという点で、改善になっているのではないかと考えているところでございます。
- ○岩渕誠委員 社会が求める人材と、それから新しい学習指導要領の中で大学入試に代わってディープ・ラーニングなど、いろいろなものがあって、社会に出れば全人格的なところの評価という部分が節目節目であるわけですけれども、そういった部分において、学校長が印を押さなければいけない、担任が印を押さなければいけないというのは、早くやめてしまったほうがいいのではないかと思います。自分で自分を評価して、私はこれにたけているからというのは、リーダーであろうがリーダーでなかろうが、関係ない話だと思っておりまして、次の時代の教育に即した入試にしていくことのほうが大事だと思っております。今回の方向性はある程度合っているのではないかと思っておりますが、今の新しい学習指導要領と大学入試等との流れをどのように理解されているのか、示していただければと思います。
- ○中村高校教育課長 学力の3要素でもある主体的に学びに向かう態度、あるいは学力の総合的で多角的な能力を図るといったようなところを考えたときに、今回考えた入試制度で、中学校時代の学校内外の活動で身につけてきた資質・能力を評価するような形で行っていくということは、中学校時代から高校、そして大学に結びつけて、社会で活躍するために必要な能力がしっかり評価できるようなものになってきているのではないかと考えているところでございます。
- ○岩渕誠委員 やはり全人格的な評価をどうするかというところなのだと思います。そういう意味においては、どのように数値化するのかというのは非常に難しいところはあるのですが、方向性としてリンクしたような形で工夫は必要なのだろうと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

それから、先ほどありましたアドミッション・ポリシーは、なかなか難しい話だと思います。ありていに言うと校風というのは、大体地域の中で、この学校はこういう校風だというのはわかっている中で、アドミッション・ポリシーというと何のことだということになるのですけれども、その校風に憧れて行けるような高校もあるし、そう言われたってというところも実際あるというのが現実なのです。何とか地域の中で残さなければいけないというところとアドミッション・ポリシーを高く掲げてというところと、現実問題二つあるということは、現実として受けとめて、その上でやはり子供たちが次の教育機関にきちんと進学できるような入試の制度にしていかなければいけないと思いますので、要望して終わります。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○千葉絢子委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。
- ○佐々木学校施設課長 斉藤信委員から御質問がありました学校給食費のうち就学援助の 実績について答弁させていただきます。令和3年度の実績になりますが、支給人員が小中 学校合わせて1,600人、支給総額が小中学校合わせまして約1,700万円となっております。
- ○菊池保健体育課総括課長 ランチボックスについてでございますが、中学校 12 校においてデリバリー方式が進められているところでございます。

あわせまして、完全給食の未実施、補食給食でございますが、2市町におきまして家庭 から主食を持参していることから、未実施となっている状況でございます。

- ○千葉絢子委員長 では、この際委員の皆様から何かありませんか。
- ○小西和子委員 では最初に、子供、教職員の命と健康を守る取り組みについてお伺いいたします。学校の働き方改革が喫緊の課題と言われてから、既に6年が経過しました。不登校や別室登校がふえるだけではなく、学級にも支援が必要な子供がふえるなど、個別対応の人員が割かれている状況がずっと続いています。管理職までも子供の対応を迫られ、職員室には事務職員しか残っていない学校も多くあります。人員不足が続いています。現在の人員不足は何人か伺います。校種別、産休育休、病休等でお願いいたします。
- ○熊谷小中学校人事課長 県内の公立学校における教員不足の状況であります。今月1日時点における校種別の未配置数でありますが、小学校で23名、中学校で7名、高等学校で2名、特別支援学校で4名となっております。

内訳です。産休取得者に係る代替教員の未配置数ですが、小学校で7名、中学校で2名、高等学校と特別支援学校にはありません。育休取得者に係る代替教員の未配置数でありますが、小学校で3名です。中学校、高等学校、特別支援学校にはありません。病気休職者に係る代替教員の未配置数でありますが、小学校で8名、中学校で3名、特別支援学校で2名、高等学校はありません。年度途中離職者に係る代替教員や欠員補充者の未配置数ですが、小学校で5名、中学校で2名、高等学校で2名、特別支援学校で2名という状況であります。

○小西和子委員 随分多くあります。一つの学校で2人の病休者が出たためにやりくりをして、本当に厳しい、倒れそうだといったような声も届いております。

人員不足が解消されないまま新しい事業が入ってきております。学習定着度状況調査への対応が例年どおりに行われたり、さらに予定どおりに学校公開も実施されるなど、少ない人数のまま仕事を割り振りしてこなしている状況です。職員団体の調査では、1カ月の時間外在校等時間の平均が101時間10分であり、92.6%が上限45時間を超えて、68.4%が過労死ラインを超えています。1人分の仕事量の平均で1.5倍働いていることになります。このような状況が続いていることから、さらに病休者が出てしまうという悪循環になっています。所感を伺います。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 教員の時間外勤務に係る調査結果についてでございますが、岩手県教職員組合が本年5月から6月にかけて、県内の公立小中学校の教職員を対象に勤務実態に関する調査を行ったことにつきましては、新聞報道等により承知しているところでございます。県教育委員会といたしましては、教職員の働き方改革を推進していくことは、県の教育行政における最重要課題と認識しておりまして、岩手県教職員働き方改革プラン(2021~2023)に基づきまして取り組みを進めているところでございますが、今小西和子委員から御説明がありましたような調査結果を踏まえますと、さらなる取り組みの強化が必要であると考えているところでございます。

それから、先月 14 日に開催いたしました県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換の際にも、働き方改革に係るプラン策定につきまして、県内各市町村や全国の状況を示しながら、市町村教育委員会に対しまして県教育委員会のプランを参考にして実情に応じた目標を設定するよう強く要請したところでございます。引き続き市町村立学校における働き方改革が一層推進されますよう働きかけていくこととしております。

○小西和子委員 1.1 倍や1.2 倍ではないのです。平均で1.5 倍、2 倍の仕事をしている人がいます。朝早く来て、夜中に帰るというような働き方をしている教職員もおります。例えば、学校公開や授業公開研究会などの急を要しない行事については延期または中止にするとか、さらには全国や県の学習定着度状況調査、中学校新入生テストについては実施しないで、それらに充てた人員や時間を子供たちへの対応に充てるとか、その検査をする時間だけでなくて、その前後にもずっとそれにかかわる取り組みを強いられているわけです。それから、公的研修ではない5年経験者研修については、当面実施を見送るということもできるのではないかと思います。

それから、今養護教員の方たちが大変な思いをしております。新型コロナウイルス感染症の対応もしなければならない、不登校の対応もしなければならない。そのようなときに、首長の鶴の一声でフッ化物洗口などをやらせているところがあるのです。それは学校教育とは関係ないことなわけですので、県教育委員会から、新型コロナウイルス感染症が流行している時にやらなければならないのか、働き方改革をやらなければならないときに本当に必要なのかということで、これはストップさせるべきだと考えます。弁護士会も反対し

ています。

このように、人員を確保できないのであれば、業務量を大幅に減らすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 業務量の削減ということについてでございます。県教育委員会といたしましては、先ほど申し上げたプランに基づきまして、これまでにも初任者研修につきましては、内容の見直しをしまして研修日数の縮減を図りましたし、その他の研修につきましても、オンデマンドやオンラインを活用するというようなこともしております。

学習定着度状況調査における学校質問紙調査につきましてもオンラインでの実施、県教育委員会が実施する会議や調査などにつきましてもウエブでのリモート会議など、実施方法の工夫をしておりますし、同種の調査につきましては統合するなどの業務の削減を進めていくことにより、教職員の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

教職員の多忙化を解消いたしまして学校の働き方改革を一層進めていくためには、教職員が担うべき業務を明確にした上で効率化を図っていくということが重要であります。そうした考えのもとで、教育の質を確保しつつ業務改善の観点から削減や合理化を図ることができないか、不断の取り組みを進めて、教職員がゆとりを持って子供たちに向き合う時間を確保できるように引き続き努めてまいります。

〇小西和子委員 ただいま八重樫参事がお話ししたようなことをやっても、1.5 倍、2 倍というような働き方になっているということなわけです。県立学校のことだけではなくて、県教育委員会は市町村立学校のことについても責任を負うべきだと思います。

超過勤務の実態から考えると、現在の仕事量の4分の3から2分の1の仕事量にしなければならないと考えます。仕事量を減らさずにこの働き方を放置していると、現在過労死ラインを超えて働いている教職員が次々と倒れ、そして現場を去るということになってしまうということが危惧されます。岩手県の教育が成り立たなくなってしまうのではないかと本当に心配をしております。

佐藤教育長に伺います。働きがいのある人間らしい仕事の実現が子供たちの最善の利益 に資するものであると考えます。そのような教育環境をつくること、それこそが県教育委 員会の責任ではないかと考えますが、お答え願います。

○佐藤教育長 きのうの一般質問でも佐藤ケイ子議員の質問の際に、県立学校におきまして、目標達成に至っておりませんけれども、一定の成果が出ていると御答弁申し上げました。しかし、委員御指摘のとおり、残念ながら、小中学校におきましては成果が見えていないということもあるわけです。

先ほど、八重樫参事からも答弁申し上げましたけれども、11月14日に市町村の教育長と意見交換した際には、働き方改革に係るプランを策定し、取り組みを進めている市町村数は、今年度中に策定予定を含めましても33市町村のうち18市町村、54.5%にとどまっております。全国平均が62.4%ということで、それを下回るような数字でありますので、改

めて各市町村教育委員会教育長に対しまして、県教育委員会のプランを参考に市町村教育 委員会としてのプランの策定をするよう強く求めたところです。

県教育委員会でも、教員を対象にアンケートを実施しております。どのようなときにやりがいを感じるかという問いでも、小中学校ともに子供たちの成長、笑顔という回答が一番多かったのですが、ただこれらは約7割ということで、本来これはもっと高い数字であるべきだと思います。

実は、平成20年に多忙化解消検討ワーキンググループで、教職員の負担軽減に向けてという提言集をまとめたのですが、当時私もリーダーとしてこれをまとめる作業にかかわりました。サブタイトルには、教職員が心身ともに健康で、児童生徒と向き合う時間を確保するためにとして提言をまとめました。当時から今の状況を見ますと、せっかく提言をつくってやってきたと思っておりましたが、なかなか進んでいないということを私も感じております。

この提言集は二つのテーマを中心に作成しました。一つは部活動で、一斉休業を設けるなどいろいろな提言をしているのですが、こちらのほうは部活動指導員の配置や地域移行という部分もあって進んでおります。もう一つは研究指定のあり方ということを取り上げました。市町村教育委員会ではこのプランをつくって、具体的な削減の方法というものを計画に盛り込んで実践していかないと、委員御指摘のように具体的な削減につながっていかないのではないかということは十分あります。そういった意味でも市町村教育委員会に積極的につくるよう、指導を強めていきたいと考えております。

〇小西和子委員 教員採用試験についてお伺いいたします。今年度の教員採用試験の新卒者と臨時採用者の受験者数と合格者数を小学校、中学校別に伺います。あわせて倍率も伺います。

○熊谷小中学校人事課長 今年度実施いたしました教員採用試験の受験者数についてであります。小学校ですが、新卒者の受験者数は 125 名、そのうち採用候補者数は 89 名です。 県内講師の受験者数は 137 名、そのうち採用候補者数は 31 名です。受験倍率は 2.3 倍となっております。中学校ですが、新卒者の受験者数は 94 名、そのうち採用候補者数は 38 名、県内講師の受験者数は 136 名、そのうち採用候補者数は 33 名です。受験倍率は 3.3 倍となっております。

○小西和子委員 新卒者と臨時採用者の合格率にかなり大きな差があります。学校現場の激務の中で、臨時的任用教員が採用試験に向けた時間をつくることというのは大変困難です。臨時的任用教員も正規の職員と同じように働くわけです。どこにもテスト勉強をするような時間など見つけられないのです。それを覚悟で引き受けてやってくれているわけです。

そういうことから臨時的任用教員経験者特別選考がつくられたと私は捉えていますけれども、合格率が大変低いのです。臨時的任用教員経験者特別選考が制度としてうまく機能しておらず、制度を見直すべきと考えますがいかがでしょうか。

○熊谷小中学校人事課長 臨時的任用教員経験者特別選考についてであります。本県の教 員採用試験におきましては、教育に対する情熱と力量を備えた人材の確保が重要です。学 校現場の経験を通して指導力を有し、即戦力として期待される臨時的任用教員を対象とし て、教職専門科目を免除といった臨時的任用教員経験者特別選考を実施しているところで あります。

今年度実施した教員採用試験における県内講師の合格率ですけれども、先ほどお答えした受験者及び採用候補者の人数をもとにしますと、小学校では22.6%、中学校では24.3%となりまして、新卒者と比較しますと低い状況となっておりました。現在の教員不足などの現状も踏まえまして、学校現場での経験を通して指導力を高めている臨時的任用の方々が情熱を持って教員を目指すことができるよう、採用試験の公平性を確保した上で、特別選考における能力実証のあり方につきまして、引き続き不断の見直しを継続していきたいと考えております。

○小西和子委員 本当によろしくお願いいたします。ここに文部科学省で出しております教職経験による特別選考という中に、前年度採用選考試験での実績による特別の選考ということで、前年度臨時採用者として仕事をした人については次の年は採用するといったような措置を取っているところが政令指定都市を含めまして 50 近くあります。その中に岩手県は一つも丸がついていないという状況になっています。だから、他県はすぐ採用してくれるということで他県に行ってしまうのです。ぜひ見直しを図っていただきたいと思います。

来年度から全国中学校体育大会の全競技で、地域クラブの原則参加を認めることということが新聞に載りました。本当に小さい記事でしたけれども、私はこれに驚きました。日本中学校体育連盟は、2日、来年度から公立中学校の部活動の地域移行で受け皿となる地域クラブなどに通う子供の全国中学校体育大会の出場を全競技で原則認めることを決めたと報道がありました。県教育委員会は把握しているのか伺います。

県教育委員会として、平日の部活動も総合型地域スポーツクラブに移行を進めるのか、 大会参加だけ来年度から地域クラブの門戸を開くのか伺います。

学校教育における部活動に対して、県教育委員会としての方向性を示さないと、市町村 教育委員会も困るのではないかと考えます。大会参加には日本中学校体育連盟の加盟が必 要であります。その基準づくりも県教育委員会はどれだけかかわるのか伺います。

○菊池保健体育課総括課長 県教育委員会における情勢把握についてでありますが、日本中学校体育連盟より各都道府県中学校体育連盟に対し、令和4年12月2日付で地域スポーツ団体等の全国中学校体育大会の大会参加に対する方向性について、事務連絡があったと聞いております。今後、岩手県中学校体育連盟及び各競技団体において、岩手県中学校総合体育大会等における参加の方向性について引き続き検討していくものと承知しているところでございます。

地域移行に伴う大会参加についてでございますが、スポーツ庁及び文化庁の有識者会議

における検討会議の提言においては、まずは休日の部活動から段階的に地域移行していく ことを基本とし、平日の部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが方向性と して示されているところでございます。

令和5年度からの地域クラブの大会参加については、今後地域移行を進めていく総合型地域スポーツクラブのみならず、例えばスイミングスクールなども含めて、既に平日において中学生が活動しているさまざまな地域クラブの大会参加が認められるよう、現在、岩手県中学校体育連盟及び競技団体において環境整備を進めているところでございます。

続きまして、県教育委員会としての方向性等でございますが、部活動の地域移行における具体的な進め方等につきましては、現時点では国から示されていないところでございますが、今後、国において部活動に関するガイドラインの改定が見込まれることから、県教育委員会といたしましてもそれに対応してまいりたいと考えております。

なお、大会参加基準についてですが、主催者である岩手県中学校体育連盟及び競技団体 において検討するものであり、県教育委員会としてはその動向を注視してまいりたいと考 えております。

○小西和子委員 私は、中学校の生徒や保護者の方たちが不安に思わないように対応をしていただきたいと思います。

それから、これを実現するには、岩手県中学校体育連盟の皆様方の作業が膨大なものがあると思うのです。その人たちが倒れてしまわないかということを危惧しながらの質疑でございました。

- **○斉藤信委員** それでは最初に、学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況と対応についてお聞きいたします。第8波の感染状況、クラスター、学級、学年、学校閉鎖の状況はどうなっているでしょうか。
- ○**菊池保健体育課総括課長** 第8波の感染状況についてでありますが、10 月中旬以降、県内の感染者数は増加しており、児童生徒及び教職員も同様に増加している状況でございます。

11月1日以降の公立学校における感染状況は、12月5日時点で児童生徒8,752人、教職員799人、クラスター発生35件、臨時休業措置は延べ回数ですが、学級閉鎖が95回、学年閉鎖が70回、学校閉鎖が22回となっております。

- ○斉藤信委員 月別でいいますと 11 月が 7,797 人で、恐らく月別ではこれが最高ではないでしょうか。第 7 波は夏休み中ということもあって、7 月が 3,249 人、8 月が 4,511 人ですから、大体 7 月と8 月を合わせた数が 11 月に感染して、既に 12 月で、まだ 5 日間なのですけれども、955 人と大変な事態になっております。県教育委員会、学校における感染防止対策はどうなっているのでしょうか。
- ○**菊池保健体育課総括課長** 学校における感染対策への取り組みについてでありますが、 学校における感染拡大を防止するため、感染状況を的確に把握し、保健所や学校医の指導 等を受けながら、必要に応じて学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業の対応をしているところで

ございます。

県立学校におきましては、感染拡大防止に向け、複数の感染者等が発生した場合や部活動の大会前、修学旅行前などに、学校長の判断で検査が実施できるよう抗原検査キットを配備したところでございます。また、小学校及び特別支援学校の教職員を対象に、地域の感染状況に応じた原則週2回の集中検査を実施しております。

教職員のワクチン接種については、追加接種の間隔が3カ月に短縮されたことや、今後年末年始に向けて人と接触する機会がふえていくことから、県が実施する集団接種等も活用するなど、接種を希望する教職員が機会を失することがないよう周知に努めております。これから寒い時期となりますが、工夫しながら換気や小まめな手洗いなど、基本的な感染対策を徹底していきたいと考えております。

- **〇斉藤信委員** 今、週2回、定期的に検査を実施されているということでした。これは教職員ということでしょうか。この検査数と結果、陽性者はどのくらいだったでしょうか。
- 〇八重樫参事兼教職員課総括課長 この集中検査ですが、9月18日から11月19日までの 時点の数字でお答えさせていただきます。検査数ですが、3万7,135件となっております。 そのうち陽性が検出された件数は121件、陽性率は0.33%となっております。
- ○斉藤信委員 陽性者について、早期発見でクラスター防止の効果というのはあったので しょうか。
- ○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 週2回定期的に検査して、陽性がわかった時点で医療機関に事前に電話して診断を受けるという仕組みで対応しておりますので、感染拡大の防止にはつながっていると考えております。
- ○斉藤信委員 これだけ感染者が出ていて、クラスターの発生が 11 月 1 日以降 32 件と少ないのです。皆さんが頑張っている成果かもしれないけれども、定期的な検査とのかかわりで浮き彫りになれば、しっかりした教訓になるのではないかと思います。

先ほどの答弁で、修学旅行の前にも抗原検査キットで検査する体制もあるという話をお 聞きいたしました。県立学校の修学旅行における感染状況を示してください。

○**菊池保健体育課総括課長** 修学旅行における感染状況と対応についてでありますが、県立学校における修学旅行での感染状況は、12月5日時点で滞在先での感染判明が生徒8名、帰県後感染判明が生徒75名、教職員2名であります。

学校では、修学旅行に当たり、旅行時における疾病等の対応についてマニュアルを作成し、保護者に事前に説明して情報共有しているところでございます。滞在先で新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、最寄りの保健所に連絡及び相談し、指示に従うこととしており、今回滞在先で感染が判明した生徒については、現地の宿泊療養施設に入所、または保健所の了解を得て、家族等が迎えに行って、自家用車等で帰宅したところでございます。

○**斉藤信委員** 生徒 8 人が修学旅行先で感染判明ということで、滞在先で宿泊療養施設に 入所もしくは家族が迎えという話がありました。 8 人の動向はどうだったのでしょうか。

- ○**菊池保健体育課総括課長** 現地の宿泊療養施設に入所が5人です。家族が迎えに行って、 自家用車等で帰宅した生徒が3人となります。
- **○斉藤信委員** 家族が迎えに行ったというのは、家族の希望ですか。それを保健所も認めたということでしょうか。

そして、家族が迎えに行くといった場合、自家用車で京都府や大阪府に行ったということなのでしょうか。マニュアル上もそういうケースを想定しているのでしょうか。

- ○**菊池保健体育課総括課長** マニュアルにつきましては、修学旅行出発前に事前に保護者にお伝えしている内容でございます。感染の場合は、保健所の指示に従うこととあわせて、場合によっては保護者の方に現地に迎えに来ていただき、生徒を自宅に連れて帰るということになります。済みません、あとの御質問をお願いいたします。
- ○斉藤信委員 滞在先での感染判明が8人ということで、これは修学旅行に抗原検査キットを持っていって、発熱があったために検査をして医療機関というパターンで対応したのか。

もう一つは、帰県後に、生徒が 75 人、教職員が 2 人感染ということでしたが、大体発症 まで 2 日程度と言われていますから、恐らく旅行先で感染した可能性が高いのだと思いま すけれども、そういう認識でよろしいですか。

○菊池保健体育課総括課長 抗原検査キットにつきましては、確認しておりません。現地の保健所に連絡をして、その指示に従ってということでございます。

そして、帰県後に感染判明が75名ということでございますので、現地での感染といった ことは十分考えられると認識しております。

○斉藤信委員 修学旅行は、高校生にとっても高校生活の一つの目玉ですので、実施することに私は反対するわけではないけれども、この結果を見ると、やはり少なくない感染者が出ておりますので、事前、事後、あとは旅行先での感染対策の徹底というのが求められているのではないかということは指摘しておきたいと思います。

次に、県立不来方高等学校自死事件の県教育委員会の対応の検証、処分について、県教育委員会の対応の検証はどうなっているでしょうか。検証の課題は何かを含めて示してください。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 県立学校生徒自死事案に関します県教育委員会の対応 についてでございます。再発防止「岩手モデル」策定委員会の人事管理等検討部会におき ましては、元顧問教諭による問題ある指導につきまして、正確な事実認識や適切な評価、 対応、的確な情報共有ができなかった理由の解明につきまして調査、検討を進めていると ころでございます。

当時の学校及び県教育委員会関係者に対しましては、昨年1回目の聴取を行いまして、 ことし7月から10月にかけまして再度の聴取を行ったところでございます。現在は、聴取 結果を踏まえまして事実関係を整理し、当時の学校及び県教育委員会における対応の不足 した点や、そのような対応につながった要因につきまして取りまとめ作業を進めていると ころでございます。

理由の解明に向けた検討におきましては、県教育委員会だけでなく専門的、客観的な視点が必要でありますことから、再発防止「岩手モデル」策定委員会の外部委員の皆様との意見交換も行いまして、その御意見等を十分に踏まえた上で整理し、再発防止の検討につなげていくこととしております。

○斉藤信委員 前回の常任委員会で、県教育委員会の対応の最大の問題点は、顧問教諭の暴力、暴言、この事実に正面から向き合ってこなかったことと私は指摘しました。県立盛岡第一高等学校事件は、顧問教諭が暴力、暴言を否定したために裁判になったのです。ところが、一審の過程で体罰を認めることになり、顧問教諭が言わば虚偽の証言をしていたということで、私は体罰のあったことと虚偽の証言という点で二重の問題点があったのだと思います。しかし、これに対して県教育委員会は十分な対応をしてこなかったのではないか、これは第三者委員会の調査報告書でも指摘されました。そして、高等裁判所の段階で、陳述書という形で、当時の2年後輩の生徒が、日常的に苛酷な暴言、暴力が行われていたという証言もした。この陳述書にも県教育委員会は対応してこなかった。今さらになって陳述書の事実確認をやって、陳述書の事実が確認できなかったという答弁を前回されました。私は驚きました。裁判で証拠採用された陳述書について、今回の調査でもその本人から陳述を受けた。顧問教諭は、その陳述書の暴力、暴言の実態について否定しなかった。これだけでも陳述書の事実認定というのは十分あるのではないか。

そういう意味で、この間いろいろなレベルで明らかにされた暴言、暴力の事実、それに 県教育委員会は正面から対応してこなかったのが最大の問題です。そのことが県立不来方 高等学校事件につながっているのだと思います。その点について、どう検証されています か。再発防止「岩手モデル」策定委員会の専門家とこの点についても調査、協議をしてい るのですか。

- ○八重樫参事兼教職員課総括課長 理由の解明作業におきましては、先ほども申し上げましたとおり、再発防止「岩手モデル」策定委員会の外部委員とも意見交換を行いながら進めているところでございます。裁判の部分につきましても、当然、理由解明の流れの中に出てくるものでございますので、裁判の部分も含めまして、裁判の対応ですとか、学校に対する県教育委員会の対応の状況がどうだったのか、どういうところが原因でそのような対応になったのかという部分につきまして、外部委員の皆様の御助言や御指摘をいただきながら進めているというところでございます。
- **〇斉藤信委員** 顧問教諭の処分はなされました。県教育委員会の処分については、どういう調査がなされて、今どういう状況にあるのか、処分の見通しを含めて示してください。
- 〇八重樫参事兼教職員課総括課長 県教育委員会の対応に係る処分等の調査の状況と見通 しということで答えさせていただきます。第三者委員会の調査報告書におきましては、組 織的な対応の不足とされております県教育委員会が主体的に調査や指導を行わなかった点 や、顧問教諭の不適切な指導等に係る情報共有の不足につきまして、当時の職員個々の行

為が処分の対象となる非違行為に該当するかどうか、検討を進めているところでございます。当時の在籍していた職員から事実関係につきましての追加補足的な聴取を行ってきたところでございまして、県教育委員会としての処分等につきましては、速やかに判断していきたいと考えております。

〇小林正信委員 2021 年度の小学校、中学校、高等学校の児童生徒の不登校が岩手県内で 2,270 人ということで過去最高となり、全国でも過去最多となったということで、対策が急務となっているのだと思います。まずお聞きしたいのは、この現状について県教育委員会としてどう捉えているのかお伺いします。

○千田生徒指導課長 不登校の現状についてでありますが、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果によりますと、不登校児童生徒は前年度比で、小学校471人で115人増、中学校1,208人で192人増、高等学校591人で75人増、全体では2,270人で382人の増加となっております。

不登校の要因は、小学校、中学校、高等学校いずれの校種におきましても無気力や不安 が最も多い状況であり、次いで小学校においては生活習慣の乱れなど、親子のかかわり方、 中学校、高等学校においては生活リズムの乱れ等に加え、友人関係をめぐる問題など、多 様化、複雑化していると分析しております。

このように不登校の要因にはさまざまな背景があり、一人一人の状況は異なることから、 個に応じた不登校支援が大切であると認識しております。

○小林正信委員 小学校の先生のお話を聞く機会があったのですけれども、業務がふえているのにそういう学年のトラブルがふえてきているとういうことで、スクールカウンセラーの配置も充実してほしいとか、また9月の決算特別委員会でも取り上げさせていただいたのですけれども、スクールソーシャルワーカーの充実も個々の児童生徒の対話に大事なのかと思います。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの現状と課題について、今どう捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○千田生徒指導課長 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの現状と課題についてでありますが、令和4年度においてスクールカウンセラーは小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に合計で80人を配置しており、児童生徒の心のケアに加え、その保護者や教職員に対する助言、援助等を行っております。また、スクールソーシャルワーカーは、6教育事務所に24名を配置し、不登校への対応や家庭への支援に加え、学校や福祉機関、医療機関等との連携、調整を行ったりするなど、児童生徒を取り巻く環境に働きかける活動を担っており、その対応数も年々増加しております。

今後は、各学校や各教育事務所において、スクールカウンセラーとスクールソーシャル ワーカーなどがチームとして支援できるよう、体制の強化が課題であると認識しております。

○小林正信委員 ぜひよろしくお願いいたします。

佐藤教育長も何度か述べられていらっしゃると思うのですけれども、不登校について、

児童生徒の背景や家庭環境を把握して支援するということで、アウトリーチの支援が重要になっていくのかと考えておりまして、私も何度か取り上げましたが、佐賀県のスチューデント・サポート・フェイスというNPOなのですけれども、アウトリーチを中心にして不登校支援やひきこもり支援で効果を上げているということです。やはり児童生徒の背景や家庭環境を含めて支援していくということが大事なのかと思いますけれども、不登校児童生徒に対するアウトリーチ支援について、誰がアウトリーチを担っていくのかという点も含めて、具体的な取り組みを進めていくべきなのではないかと思うのですけれども、その点のお考えをお伺いしたいと思います。

○千田生徒指導課長 アウトリーチによる支援についてでありますが、不登校児童生徒の 支援については、ICTやオンラインの特性等を生かした学習支援や体験活動、家庭訪問 などを含めたアウトリーチ型支援を行うような体制づくりが有効な手段の一つと考えられ ることから、県教育委員会といたしまして、国の補助事業等を活用しながら、市町村教育 委員会やフリースクールなどの民間団体とより充実した連携体制の整備を進めていく考え でございます。その中で、県内の全ての市町村に教育支援センターを設置することを働き かけるなど、積極的にアウトリーチ型支援の基盤づくりに努めてまいりたいと考えており ます。

○小林正信委員 フリースクールや民間の方のお力も借りつつアウトリーチをしていくというイメージなのかと受け取ったのですけれども、先ほど申し上げた佐賀県のスチューデント・サポート・フェイスでは、県の子ども・若者総合相談センター事業も受託して、それでアウトリーチをしているということで、岩手県でも福祉総合相談センターの事業があるのですけれども、子ども・若者自立支援ネットワーク会議も設置されております。これは、環境生活部の所管かとは思うのですけれども、教育委員会も参加しておりますし、また高校の不登校が今岩手県は多いということで、このネットワーク会議も重要なのかと考えております。県教育委員会としてネットワーク会議の充実にも寄与していくべきなのではないかと思うのですけれども、そのあたりのお考えがもしあればお伺いしたいと思います。

○千田生徒指導課長 ネットワーク会議についてでございますが、まず初めに先ほどのアウトリーチ型支援にかかわりましては、学校内外の相談、指導等につながっていない児童生徒に対し、適切な教育機会を確保することは重要であると認識しておりまして、県教育委員会、教育支援センター、関係団体等が連携したアウトリーチ型支援を積極的に進めていくということは大変重要であり、その取り組みの中で相談支援機関とつながらずに孤立しがちな児童生徒を一人でも減らしていけるように努めていく必要があると認識しております。その上で、関係機関が集まるネットワーク会議は非常に重要であり、今後も定期的に開催してまいりたいと考えております。

○小林正信委員 ネットワーク会議は、私もそこまで詳しくは把握していないのですけれども、年1回開けばいいのだろうというような感じになっているのかという懸念も持って

いたもので、ここをしっかり充実させていく、さらに回数もふやすとか、相談センター事業も充実させていくというのが、やはり不登校とか、またアウトリーチもどのようにやっていくかという土台にもなるのかと思っておりましたので、そのあたりも念頭に置いて取り組みを進めていただければと思っておりました。

決算特別委員会でもお話になりましたけれども、いじめ対応・不登校支援等アドバイザーを設置したということで、これは不登校対策にも有効なのかと思いますけれども、このアドバイザーの役割や取り組み内容についてお知らせいただけますでしょうか。

○千田生徒指導課長 いじめ対応・不登校支援等アドバイザーの取り組みについてでございますが、学校におけるいじめ対応や不登校支援の具体的な手だてなどの助言を行う役割を担っております。10 月下旬に配置後、いじめの初期段階、不登校の初期段階における適切な対処として、常に県教育委員会の支援チームとして対応しているものでございます。いじめ対応・不登校支援等アドバイザーは、校長などからの相談を直接受けられる体制としており、学校や市町村教育委員会を組織的に支援できるよう、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○小林正信委員 決算特別委員会でも1名の配置ということで、人数が足りないのではないかという懸念もあったのですけれども、今の話をお伺いすると、アドバイザーを中心としたチームを組んで各案件に対応していくというイメージでよろしかったのでしょうか。

〇千田生徒指導課長 委員おっしゃるとおりでございまして、チームとして対応するということ、さらに学校においてもさまざまなチーム、外部の専門家とも連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○小林正信委員 ただ、人数も 2,000 人を超えているということですし、県内も広い状況 なので、やはりアドバイザーを各地に配置して、チームも各地にできるようなイメージで 広げていかなければ、不登校対策もなかなか難しいと思うので、そのあたりもぜひ検討を 進めていっていただければと思います。

実は、不登校生徒の中には鬱病などの精神疾患を抱えている子供たちも少なくないと感じております。先日、不登校のお子さんがいる保護者の方から、お子さんが鬱状態になってしまって、メンタルクリニックを受診しようとしたのだけれども、初診が半年待ちだったということで、受診できなかったということがあって、この精神疾患を放置すると重大な結果を招きかねないとも考えております。先ほどアウトリーチの支援についてお伺いしましたけれども、不登校の増加に当たって、児童生徒の心の状態の把握やケアがやはり重要になってくると思いますけれども、こうした精神疾患を持っている生徒の対応について、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○千田生徒指導課長 児童生徒の精神疾患の対応についてでございますが、不登校については発達障害や精神疾患などとの関連も指摘されており、発達障害による悩みを抱える子供、その疑いのある子供、そして精神疾患のある子供など、特別に心理的配慮が必要な児童生徒の場合は、担当教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携

を図り、心理面や対人関係において十分な指導や個別のケース会議が必要なものと捉えております。日ごろから教育支援センター、適切な相談機関や児童相談所、診療内科などとネットワークを構築し、児童生徒の悩みに応じていくことが大切であることから、県教育委員会では、各学校に相談機関の一覧を情報提供するなど、取り組みを行っているところでございます。

○小林正信委員 私も、相談を受けた方は不登校のお子さんを抱えて、その子が鬱になって、どうしたらいいかわからないというところで御相談をいただいたりしていたので、不登校になっている児童に丁寧にアプローチをしていくということがもう少し必要なのかというような部分もあるので、そのあたりは改めて各学校の不登校児童生徒の状況を丁寧に把握していただきながら対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、フリースクールの状況についてお伺いしたいと思います。県教育委員会としても県内のフリースクールとの連携については、年々しっかり深めていっていただいている状況だと認識しております。以前、私も取り上げましたけれども、フリースクールのあり方や、あとは出席扱いをどうするかという判断など、さまざまそういった部分を定めたガイドラインを文部科学省が示して、またいろいろな県でガイドラインをつくったりしているという状況もあると思いますけれども、そうしたガイドラインの策定も含めて、フリースクールとの連携の状況や今後の支援についてお伺いしたいと思います。

○千田生徒指導課長 フリースクールの連携状況でございますが、これまでも県教育委員会では、令和元年10月に文部科学省から発出されました不登校児童生徒への支援のあり方についてに基づいて、不登校児童生徒の支援に関する基本的な考え方の周知や支援体制の整備として、県の総合教育センターに教育支援センターを設置するとともに、市町村教育委員会やフリースクールなどの民間団体と連携して不登校児童生徒の教育機会の確保に努めてきたところでございます。

連絡会議等を開催しておりますけれども、今年度も県内10のフリースクール等の民間団体のほかに、県教育委員会が設置している教育支援センター担当者にも出席いただき、ICTを活用した学習支援やスクールソーシャルワーカーとの情報共有、学校との連携のあり方などについて議論を深め、さらにフリースクール等の民間団体相互の交流も深まったところでございます。その際にも出席扱いについて話題になったところでございまして、各市町村教育委員会、各学校にその情報は周知したところでございます。

今後につきましては、引き続き市町村教育委員会、フリースクール等の民間団体とより 充実した連携体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

〇小林正信委員 ありがとうございます。本当に連携が深まってきているというところで、 ぜひフリースクールを認めるというわけではないのですけれども、あり方を定めたガイド ラインというものは岩手県としてもそろそろつくるタイミングに来ているのかという思い もあるので、そのあたりもフリースクールの皆さん、またさまざまな民間団体の皆さんと の協議の中で、どういうものがふさわしいのかという協議もぜひ行っていっていただきたいと思います。また、フリースクールについては、多分わかっていらっしゃると思いますけれども、運営も大変だし、保護者の方も経済的な負担というものもあるというお話も伺って、クラウドファンディングで運営費を賄っているというフリースクールもあるようでございますので、今後も連携の中でそういった部分の支援の取り組みを充実するようにお願いをして終わりたいと思います。

〇岩城元委員 児童生徒の学校内における学習環境の関係でございます。各普通教室にもエアコン等設置されているわけですが、どういった温度管理の中で、どういったタイミングで使用するのか、そういった設定温度なりがあればお聞きしたいと思います。

○**菊池保健体育課総括課長** エアコンや暖房などを使用する際の温度設定や基準についてでございますが、学校における環境衛生の整備を図るため、教室内の換気、採光、照明、保温、その他の衛生に関する事項の基準として、学校環境衛生基準が文部科学省から示されているところでございます。

この学校環境衛生基準では、教室の温度は 18 度以上 28 度以下であることが望ましいとされております。温度の基準については、健康を保護し、かつ快適に学習する上でおおむねその基準を遵守することが望ましいものであることに留意すること、温熱環境は温度、湿度、気流や個人の温冷感等に影響されやすいものであることから、教室等の環境の維持に当たっては温度のみで判断せず、その他の環境条件及び児童生徒等の健康状態を観察した上で判断し、衣服による温度調節も含め、適切な措置を講じることとされているところでございます。

○岩城元委員 そういった形でしっかり基準が設けられているということですが、先日県 北地域で、教職員やPTAと懇談する機会があって、そこで話題になったのですけれども、 教室のエアコンも 30 度を超えないと入れられない学校や、あとは 15 度を下回らないと暖 房を入れられない学校、またPTA会費から暖房費を捻出しているという学校もございま した。

9月補正予算でも物価高、燃油高ということで補正していただいているのですが、現場の声と学校から上がってくる声と若干相違もあるのかと思ったところでした。その辺の現場の声は聞こえているのかどうかお話しください。

○古川予算財務課長 学校現場におきます温度設定につきましては、全てを把握している わけではございませんが、先ほど菊池保健体育課総括課長から御答弁申し上げたとおり、 望ましい温度と、あとは各学校の必要に応じて校長が判断し設定することと考えております。

○岩城元委員 学校長の判断ということですが、教職員の方々は、燃油高騰等の中でも、 学校は学校でしっかり運営をしていかなければならないという責任もあると思いますが、 学校長や事務方を見るのではなく、やはり生徒のほうを見ながらしっかり対応していただ きたいと思います。 先ほどPTAのお話をしましたが、ことしの夏に授業参観に行ったお母さんが熱中症で倒れたというようなお話がありました。そのとき生徒たちは、すごく汗をかいて授業を受けていたそうです。そういう環境の中に一日中いる児童生徒もどうかと感じますし、倒れられた保護者の方も非常に悲惨な状況を目にしたのだろうと思います。

また、教職員のお話でいきますと、ことしの夏は3日しかエアコンを使えませんでした ということでした。そこまで温度が達しなかったのかもしれませんが、あまりに窮屈な学 習環境というのは、聞いただけでもぞっとするというか、大変な事態で、健康を害さない ような対策をしていただきたいと思いますが、その辺で一言お願いできますか。

○古川予算財務課長 委員からお話がありましたとおり、昨今の原油価格、物価高騰によりまして光熱水費の予算に不足が生じましたことから、9月補正予算で増額の予算措置をさせていただいたところですが、電気料金や燃料費は、補正後も引き続き価格上昇しておりまして、今後も価格上昇が続くと予算の不足が生じることも考えられるところでございます。

県教育委員会としましては、各学校で節電等に取り組んでいただきつつではございますが、これから寒さ等のために授業に支障が出ることのないように、適切な学習環境にすることが重要と考えております。引き続き価格の状況を把握して、今後の補正予算で対応するなど予算の確保に努めてまいりたいと思いますし、各学校に対しましては、児童生徒が寒さのために授業に支障が出ないよう環境整備に努めていただきたいというお話と、予算の確保はこちらのほうで努めてまいりたいという連絡をしているところでございます。

○岩城元委員 大変前向きな御回答ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症対策もあって、暖房をかけてもある一定の間隔で換気をしなければならないという事態もあるので、その辺も鑑みてぜひよろしくお願いいたします。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。 教育委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

休憩します。

[休憩]

〔再開〕

〇千葉絢子委員長 再開します。

この際17時5分まで休憩いたします。

[休憩]

[再開]

○千葉絢子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第44号公立大学法人岩手県立 大学に係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。 当局から提案理由の説明を求めます。

○米内学事振興課総括課長 議案第44号の公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の 150 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、 お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

1の提案の趣旨についてでありますが、公立大学法人岩手県立大学が達成すべき業務運営に関する中期目標を定めるに当たり、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、中期目標案は、去る 10 月 3 日に開催されました岩手県地方独立行政法人評価委員会において審議され、適当である旨の御意見をいただいていることを申し添えます。

次に、2の中期目標案の概要でございますが、(1)、中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間であります。

(2)、中期目標の主な特徴でございますが、ア、基本姿勢としては、国内外における社会環境の変化をとらえ、自律的な高等教育機関として、地域・国際社会の持続的な発展に貢献するとしております。

イ、基本目標についてですが、(ア)、教育分野については、自ら思考し実践できる人材の育成、(イ)、研究及び地域・国際貢献分野については、実学・実践を重視した学術研究と地域・国際社会の持続的発展への貢献、(ウ)、法人経営分野については、時代に即した大学運営を支える自主的・自律的な法人経営としております。

次に、(3)、中期目標の内容でありますが、ただいま御説明いたしました基本目標の教育分野、研究及び地域・国際貢献分野、法人経営分野の3分野で構成をされております。一つ目のア、大学の教育の質の向上に関する目標におきましては、(ア)、学際的領域を基盤とした教育により、幅広い教養と国際感覚を備え、多様性を尊重し、知識を柔軟かつ創造的に活用して主体的に行動できる人間を育成すること、(イ)、実学実践重視の教育と地域社会との密接な連携を踏まえ、各分野における専門知識と技術を活用して課題解決に取り組み、豊かで活力ある社会の形成に貢献できる人材を輩出することとしております。

二つ目のイ、大学の研究及び地域・国際貢献に関する目標においては、(ア)、地域社会の課題解決に資する実学・実践を重視した学術研究を重点的に推進し、(イ)、さらにその成果を国内外に広く還元するとともに、シンクタンク機能の充実、産学官の連携強化、県民への多様な学習機会の提供に取り組むことにより、地域・国際社会の持続的発展に貢献することとしております。

三つ目のウ、法人経営に関する目標におきましては、(ア)、教育研究環境の変化と地域 社会のニーズに柔軟かつ機動的に対応するために、安定した財務基盤を構築し、教育研究 設備を効果的に整備・運用するとともに、積極的な情報発信を実施、(イ)、人権尊重に対 する意識を向上させるとともに、県民から信頼される大学として、自主的・自律的な法人 経営を実施することとしております。 本中期目標を岩手県立大学に示すことで、さまざまな環境変化に対応し、自律的かつ積極的に自己改革を進め、岩手県立大学の使命であります地域貢献や国際貢献により、社会の持続的な発展に寄与するよう求めるものでございます。

最後に、資料にはございませんが、今後のスケジュールでございます。本議会で議決を いただきました後に、公立大学法人岩手県立大学に中期目標を指示するとともに中期目標 を公表することとしております。

以上が公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標の内容でございます。よろしく御審議 賜りますようお願い申し上げます。

- ○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- ○斉藤信委員 これまでの中期目標と来年度からの6年間の中期目標ですが、違っているところ、発展させているところはどういうところでしょうか。
- ○米内学事振興課総括課長 現在の第3期と次期第4期の目標の違い、それから第4期の 特徴ということでございますが、現中期目標期間でございます第3期中期目標期間におき まして、独立行政法人評価委員会から目標の達成に向けて一定の成果を上げているとの評 価をいただいたことを受けまして、第3期中期目標の方向性を踏襲しつつ教育、研究、地 域貢献の分野について、さらに充実させていくこととしております。

次期中期目標の主な特徴としましては、現在の中期目標の基本目標は、一つ目が教育、二つ目が研究、三つ目が地域貢献、四つ目が業務運営等の4分野で目標を定めておりますが、これに対しまして次期中期目標の基本目標は三つとしておりまして、一つ目が教育、二つ目が研究及び地域・国際貢献、三つ目が法人経営の3分野で定めようとするものでございます。これは、現中期目標の研究と地域貢献の分野に国際貢献を加えまして、一つの分野にまとめたものでございますが、地域社会の課題解決に資する研究の成果を国内のみならず国際社会へ還元することが地域・国際貢献につながるということから、研究と地域・国際貢献を一つの分野としてまとめているということが特徴でございます。

また、次期中期目標の基本姿勢におきましても、地域・国際社会の持続的な発展に貢献するとしておりまして、地域・国際貢献の取り組みを充実させていくことを目標としているものでございます。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。
 - これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもってふるさと振興部関係の議案の審査を終わります。

次に、ふるさと振興部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第84号私学助成の充 実強化等に関する請願及び受理番号第85号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差 をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願、以上2件は関連がありますので、 一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

〇米内学事振興課総括課長 請願陳情受理番号第84号私学助成の充実強化等に関する請願 及び受理番号第85号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたち にゆきとどいた教育を求める請願について、お手元にお配りしております資料により御説 明申し上げます。

まず、請願陳情受理番号第85号、項目1の運営費補助についてであります。私立学校に対する運営費補助につきましては、生徒等1人当たり補助単価を毎年度国庫補助単価及び地方交付税単価の改定に合わせ増額を図っているところでございまして、今後も所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、受理番号第84号、項目1及び受理番号第85号、項目6の国の私学助成制度についてでありますが、国の私学助成の大きな柱であります私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒等1人当たりの国庫補助単価は、令和5年度文部科学省予算の概算要求においても増額要求がなされております。

次に、受理番号第84号、項目2のICT環境の整備についてでありますが、私立学校におけるICT環境の整備につきましても、国の補助制度により継続的な支援がなされているところであります。制度の周知、活用を促進し、ICT環境の整備等教育環境の整備充実を進めてまいります。

次に、資料の2ページをごらん願います。受理番号第84号、項目3及び受理番号第85号、項目5の耐震化への補助についてでありますが、国におきましては東日本大震災津波や熊本地震の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されております南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、早急に児童生徒等の安全確保を図るため、私立学校施設の耐震化完了に向けた支援が必要であるとしております。

全国の私立学校施設の耐震化率は9割を超え、着実に進捗しておりますが、国公立学校と比べ私立学校は耐震化対策がおくれている状況にございます。私立学校は、生徒等の学習や生活の場であり、地震などの災害時には地域住民の避難場所ともなるため、私立学校施設の耐震化の早期完了を目指し、国におきましては私立学校施設の耐震化に係る耐震診断、耐震改修及び耐震改築について3分の1補助を実施しているところでございます。また、県では、国の補助事業に対応した県単独かさ上げ補助制度を設けて支援しているところでございます。

次に、受理番号第84号、項目3の冷房設備への補助制度についてでありますが、冷房補助に係る国庫補助制度について、県では対象の拡充や補助率の引き上げなどを要望しており、国の令和5年度概算要求において、私立高等学校等施設高機能化整備費のうち、空調換気設備整備等に係る要求額が前年度8億円に対し72億円と大幅に増額となっているところでございます。

私立学校の冷房設備の整備に対する補助は、国の主な制度として、幼稚園は教育支援体制整備事業費交付金、小学校、中学校、高等学校においては、新型コロナウイルス感染症対策として教室内の換気といった学校の衛生環境の改善を支援することにより、学校がクラスターの場となるリスクを低減するための補助金が活用できるようになりました。

次に、資料3ページ、6、就学支援についてごらん願います。受理番号第84号、項目4及び第85号、項目6中、私立高等学校等の就学支援金制度並びに第84号、項目5の私立中学校等の生徒等への修学支援金制度についてでありますが、国の現行の就学支援金制度では、高校生等の授業料に充てるため、年収590万円未満の世帯には最大年額39万6,000円、年収590万円以上910万円未満の世帯には最大年額11万8,800円の支援金を支給しているところです。

また、私立学校等の専攻科の生徒への修学支援は、令和2年度から都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、その所要額を国が補助するものであり、住民税非課税世帯には最大年額約48万円、住民税非課税世帯に準ずる世帯には最大年額約21万4,000円の支援を行っております。

4ページをごらん願います。私立小中学生につきましては、(3)をごらん願います。国においては、私立小中学校が授業料等の納付が困難となった児童生徒に対して授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助することにより、児童生徒の学びの継続を支援することとしております。対象者は、家計急変後の年収が400万円未満相当で資産保有額700万円未満であること、支援額は年額33万6,000円が上限となっているものであります。県におきましては、本国庫補助を活用し、引き続き私立小中学校の生徒への支援を行うとともに、就学支援の拡充について国に働きかけていくこととしております。

次に、受理番号第85号、項目2及び項目3の授業料減免補助及び入学金免除補助についてでありますが、本県では私立高等学校の授業料実質無償化に伴い、従前の年収350万円未満相当の世帯への補助が充足されたことから、国の就学支援金の拡充の対象外となる年収590万円以上620万円未満の世帯に対し、年収590万円未満世帯への支援との格差、27万7,200円でございますが、これを緩和するため県単独の減免補助を実施しております。

次に、5ページをごらん願います。入学金減免補助につきましては、生活保護受給世帯 の高校生等を対象として支援を行っているところであり、引き続き保護者の教育費負担を 軽減し、経済的に就学が困難な生徒の支援に努めてまいります。

最後に、受理番号第85号、項目4の新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業について

でありますが、この補助は私立高等学校における特色ある教育を推進するため、全国に先駆けて昭和55年から県単独事業として創設したものであり、スポーツの強化や国際交流などの特色ある教育活動を支援しております。厳しい財政状況の中、平成20年度以降、1億5,000万円の予算額を確保してきたところでございます。なお、補助率は、過疎地域以外の地域につきましては原則として3分の2、過疎地域におきましては4分の3となっております。

県といたしましては、各私立高等学校の建学の精神に基づく特色ある教育活動に対する 支援は非常に重要であると認識しておりまして、今後とも本補助の活用を促すとともに、 所要の予算の確保に努めてまいります。以上で説明を終わります。

- ○千葉絢子委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。
- ○斉藤信委員 最後のところの特色ある学校づくりの補助ですけれども、今年度も対象校は5校で、この間見ると、特色ある補助を受けている高校が限られています。受けられるところはたくさん受けて、私立高校の中での格差が出ているのです。3分の1負担が重いという話もあります。私は、もっと全ての私立高校がこの補助を活用できるように、制度の柔軟な運用といいますか、制度の見直しも含めて行う必要があるのではないかと思いますが、この点はいかがですか。
- ○米内学事振興課総括課長 今委員からお話ありましたように、過疎地域につきましては 4分の3補助で、過疎地域ということで計算して補助を出しております。あと、私立高校は13校ございまして、ここにあります五つの高校については、過疎の対象になっていれば補助率を上げております。補助率3分の2ということで補助制度を実施しておりますが、13校のうち残り8校につきましては、委員から御指摘ありましたように、学校によって活用されている計画の数の多さと少なさというのがございます。

それで、実際としましては、1億5,000万円を上回るような計画申請をいただきますと、1億5,000万円の交付決定をしているところです。ただ、令和2年度、令和3年度の決算を見ますと、やはり新型コロナウイルス感染症の影響があって、どちらかへ出向いたりして対面でお話を聞くとかという事業ができなくなって、実際は決算額が落ちておりますけれども、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いながらだんだん戻ってきているということがございます。我々としてはアクションプランの指標にもしておりまして、対象は大きく九つございますので、なかなか活用できていない学校につきましては、防災や環境という部分であれば、地域性なく取り組めると思いますので、そういう分野で計画の段階から相談に乗って御活用いただくようにして、1億5,000万円をフルに使っていただくというような形で取り組ませていただきたいと考えております。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。 まず、受理番号第84号私学助成の充実強化等に関する請願の取り扱いはいかがいたし ますか。

[「採択」と呼ぶ者あり]

- ○千葉絢子委員長 採択という御意見がありました。これに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○千葉絢子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。 次に、受理番号第85号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子ども たちにゆきとどいた教育を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

[「採択」と呼ぶ者あり]

- ○千葉絢子委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○千葉絢子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定いたしました請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますが、受理番号第84号私学助成の充実強化等に関する請願の請願事項4の(1)につきましては、私立高等学校等就学支援金制度に関するものでございます。本県議会では、令和4年10月17日付で同じ制度の所得制限の撤廃を求める意見書というものを国に提出しておりまして、参考までに当該意見書をお配りいたしますので、ごらんいただきたいと思います。

〔国に提出済みの意見書配付〕

○千葉絢子委員長 参考までに申し上げますが、昭和 59 年 1 月 20 日の議会運営委員会決定による意見書・決議に関する発議案の提出についての申し合わせによりますと、意見書、決議に関する発議案の提出について、おおむね 1 年以内に提出した同趣旨の内容は避けるものとするとされているところであります。なお、この申し合わせは、議員の発議権を制限するものではございません。

また、この申し合わせについては、趣旨が同一の場合の取り扱いでございまして、今回 の請願にはさきに国に提出した意見書と同一制度の請願事項が含まれております。その請 願事項を含め、発議するか否かについても御協議いただきたいと思いますが、当委員会と して今定例会における意見書の発議についてはいかがいたしましょうか。

県議会では、高等学校等就学支援金制度の所得制限の撤廃を求める意見書を令和4年 10 月 17 日付で国に提出しているのですけれども、受理番号第 84 号の請願事項4の(1)は、少し緩い内容になっているのです。590 万円を境にした就学支援金額の格差をさらに縮小するため、支援金の加算を図ることということで、撤廃を求めていないのです。前回提出したものと今回の受理番号第 84 号とでは、ここにそごがございまして、そこの文言をどうするか、この項目をどうするかというところがありますので、意見書をどうするかというようなところで皆様から御意見をいただきたいのですが、発議するという選択肢、また請願事項4の(1)、所得制限に関するものを除いて発議するということ、また発議しないといった選択肢もあろうかと思いますが、皆様に意見をお伺いしたいと思います。いかがでし

ようか。

- **○斉藤信委員** 措置済みとして、請願事項4の(1)を除いて発議することでいいのではないですか。
- ○千葉絢子委員長 除いて発議するという御意見がありますが、皆様、いかがでしょうか。 御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 では、御異議なしと認め、よって意見書については受理番号第84号の 請願事項4の(1)を除いて発議すると決定いたしました。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

なお、ただいま採択されました2件の請願は関連がありますので、意見書は一つにまと めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 では、当職において原案を作成いたしましたので、ただいまよりお配りいたします。

〔意見書案配付〕

○千葉絢子委員長 ただいまお手元にお配りいたしました意見書案をごらんいただきたい と思いますが、これについて御意見ありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 では、意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案はお配りしました原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

では、以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

- ○斉藤信委員 県内の大学生の県内就職状況についてお聞きいたします。来年3月卒業予定の大学生の県内就職内定状況について、10月の発表だと、大学、短期大学は前年同期比でポイントが低下しているという岩手労働局の発表がありました。県内就職率も低下しているとお話しされていますが、その要因と対策を、専門学校を含めて示してください。
- 〇米内学事振興課総括課長 来年3月卒業予定の大学生等の県内就職内定状況等についてでございますが、まず令和4年11月29日に岩手労働局が公表しました10月末現在の令和5年3月新規大学等卒業予定者の就職内定状況によりますと、大学、短期大学、高等専門学校の三つの校種の全体の就職内定率について先に申し上げますと、現在63.3%、前年同期比3.4%の減となっております。その内容は、県内の大学におきましては64.6%で、前年同期比4.3%の減、短期大学では42%で、前年同期比5.4%の減、高等専門学校では94.8%

で、前年同期比2.3%の増となっているところでございます。

また、県内大学、短期大学、高等専門学校の県内就職内定状況でございますが、全体の 県内就職内定割合は 36.5%で、前年同期比 7.6%の減となっております。内訳は、県内大 学では 37.6%で、前年同期比 5.9%の減、短期大学では 56.3%で、前年同期比 10.1%の減、 高等専門学校では 10.9%で、前年同期比 4.2%の減となっております。

この低下の要因と対策についてでございますが、令和4年 11 月 30 日に報道されました 岩手労働局の分析によりますと、令和3年度までは新型コロナウイルス感染症の感染リス クが低いということで、県内を就職先として選ぶ学生が多かったこと、また令和4年度の 求人数は県内外ともにこれまでと同水準でございますが、行動制限がなく、県外への就職 活動が進んだこと、さらに企業側のオンライン選考の普及もございまして、県外が選択肢 として戻っていることなどが挙げられております。そのほか、新型コロナウイルス感染症 により企業の採用の動向が見通せない中で、早々に内定を受けた県外企業への就職を決め たことなども要因として考えられているところでございます。

今後の対策につきましては、各大学におきましてはインターンシップや企業合同説明会等、県内企業等の理解を深める取り組みなどを行ってきたところでございますが、今後も県内企業や学生への働きかけ、情報発信を継続し、まだ内定していない学生に対しましては県内事業所の採用情報を周知するなど、個別の支援を実施していくと聞いております。

また、現在県におきまして、大学生等の県内就職率向上に係る県内企業へのアンケート 調査や企業訪問等を実施しているところでございまして、今後、産学官連携の組織である いわて高等教育地域連携プラットフォームにおきまして、県内就職率の向上について掘り 下げて議論し、来年度以降の取り組みの方向性を検討していくこととしているところでご ざいます。

続きまして、専修学校の県内就職内定状況についてでございますが、来年3月卒業予定の専修学校の県内就職内定状況については、先ほど申し上げましたとおり、令和4年11月29日に岩手労働局が公表した10月末現在の内定状況によりますと、就職内定率は50%でございまして、前年同期比から4.2%の増となっております。また、県内就職内定割合は48.5%と、前年同期比7.4%の減となっております。

その要因と対策でございますが、要因につきましては先ほど申し上げました大学と同じ傾向がございます。また、専修学校の就職担当者にも聞き取りして確認いたしましたが、 県外企業の採用活動が強まる傾向が出てきていると現場では感じているということでございました。

こうした状況での対策でございますが、県商工労働観光部では、今年度から県内高等教育機関と連携した県内企業の魅力等を伝える事業として、県内企業の若手職員から企業の魅力や社会人としての経験を学生に伝え、県内企業を知る機会を提供することで、県内の大学生等の県内就職を促進する事業を実施していると聞いているところでございます。専修学校につきましては、全体では増ですが、県内就職率は下がっているということで、こ

- うした取り組みを通じまして、県内就職率の向上に取り組んでいきたいと思っております。 なお、最後に、各大学の10月末時点における学生の報告により把握したものが今回岩手 労働局から10月末現在として出ておりまして、今後、大学等の現場では数値の変更が見込 まれるだろうということで注視していく必要があると考えております。
- ○斉藤信委員 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校を含めて、県内就職率は前年比でかなりマイナスになっている。コロナ禍でこれまでよかったという話もあるのですけれども、元に戻ったらまた県内就職率が下がるということでは、これまでの努力が水の泡になってしまいますので、本当に危機感を持って、これはもう学事振興課だけではないと思いますので、部局横断で県内就職率の向上に取り組んでいただきたいと思います。
- ○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○千葉絢子委員長 なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。ふるさと振興部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております 閉会中の委員会についてでありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査 項目につきましては、専修学校高等課程における教育活動等についてとしたいと思います が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- ○斉藤信委員 現地調査に異議はないのですけれども、先ほども少し議論になった児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の詳しい調査報告書も出ているので、午後の部でこの調査を行ってはいかがですか。
- ○千葉絢子委員長 これに関して皆様から御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。斉藤信委員から午後の部で児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の報告書について、調査を行ってはいかがかということですが、過去にも午後にこのような所管事務の現地調査以外のものを行った例はありまして、先例はあるということではございますけれども、いかがでしょうか。
- ○斉藤信委員 いいのではないですか。午前中で終わらなくてもいいでしょう。
- ○千葉伝委員 先例にならなければいいですが。
- ○佐々木宣和委員 先例もあるのですよね。
- ○千葉絢子委員長 先例はあります。

では、ただいまの御意見を踏まえ、執行部にも確認の上調整したいと思います。なお、 詳細については当職に御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ありがとうございます。おって、継続調査と決定いたしました件につ

きましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御 了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の12月の県内調査につきましては12月13日 に実施いたしますので、皆様には御参加をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。